

危機についてでございますけれども、昨日もG20が閉幕をいたしまして、その中で総括的な共同声明なども発表されているわけでございますけれども、その中にも、今回の危機を先進国の不十分な金融規制、監督の結果と明記をしたと、政策対応の失敗を認めた上で景気下支えに続く協調行動として金融規制、監督の強化を盛り込んだと、こういったことがあります。

そこで、それも踏まえつづお伺いしたいと思うんですけれども、そもそも今次金融経済危機の原因分析ということになるわけでございますけれども、最近の識者のいろいろな意見等を拝見しますときに、かつての日本における経済学の教科書にも使われたサミュエルソン元教授は、規制緩和と金融工学が元凶であると、こういった指摘をされております。また、ノーベル経済学賞受賞のステイグリツ教授が、規制緩和と自由化が経済的効率をもたらすという見解は行き詰ったと、こういった指摘をされておりますし、その他マスクミ等でも、市場崇拜と規制緩和が生み出したバブル経済のツケではないかと、こういった指摘もあるわけでございます。

こういったことについて、財務大臣としてどういった御所見お持ちかをまずお伺いしたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) おはようございます。

今、辻委員から、哲学なんという高邁なものは私は持つておりませんけれども、今回のこの金融危機、もちろん経済と金融というのは、これは一体として健全に発展していくなければいけないというふうに思つておりますけれども、辻委員御指摘のように、高度などといいましょうか、ある意味では、結果的には过剩な金融工学システムと規制緩和というものの、さらには世界的な余剰資金といいましょうか、あるいはまたレバレッジの効いたことによる過度な流動性というものが、原因はサブプライムローン問題というプライムではないローンが金融派生商品として広がり、その他の金融派生商品あるいはCDs等が世界的に広がつて

いつて、上り調子のときはこれはみんながハッピーミたいな感じだんだろうと思ひますけれども、あるときからこれが債務不履行等が原因にも、その中にも、今回の危機を先進国の不十分な金融規制、監督の結果と明記をしたと、政策対応の失敗を認めた上で景気下支えに続く協調行動として金融規制、監督の強化を盛り込んだと、こういったことがあります。

そこで、それも踏まえつづお伺いしたいと思うんですけれども、そもそも今次金融経済危機の原因分析ということになるわけでございますけれども、最近の識者のいろいろな意見等を拝見しますときに、かつての日本における経済学の教科書にも使われたサミュエルソン元教授は、規制緩和と金融工学が元凶であると、こういった指摘をされております。また、ノーベル経済学賞受賞のステイグリツ教授が、規制緩和と自由化が経済的効率をもたらすという見解は行き詰ったと、こういった指摘をされておりますし、その他マスクミ等でも、市場崇拜と規制緩和が生み出したバブル経済のツケではないかと、こういった指摘もあるわけでございます。

こういったことについて、財務大臣としてどういった御所見お持ちかをまずお伺いしたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) おはようございます。

今、辻委員から、哲学なんという高邁なものは私は持つておりませんけれども、今回のこの金融危機、もちろん経済と金融というのは、これは一体として健全に発展していくなければいけないというふうに思つておりますけれども、辻委員御指摘のように、高度などといいましょうか、ある意味では、結果的には过剩な金融工学システムと規制緩和というものの、さらには世界的な余剰資金といいましょうか、あるいはまたレバレッジの効いたことによる過度な流動性というものが、原因はサブプライムローン問題というプライムではないローンが金融派生商品として広がり、その他の金融派生商品あるいはCDs等が世界的に広がつて

いつて、上り調子のときはこれはみんながハッピーミたいな感じだんだろうと思ひますけれども、あるときからこれが債務不履行等が原因にも、その中にも、今回の危機を先進国の不十分な金融規制、監督の結果と明記をしたと、政策対応の失敗を認めた上で景気下支えに続く協調行動として金融規制、監督の強化を盛り込んだと、こういったことがあります。

そこで、それも踏まえつづお伺いしたいと思うんですけれども、そもそも今次金融経済危機の原因分析ということになるわけでございますけれども、最近の識者のいろいろな意見等を拝見しますときに、かつての日本における経済学の教科書にも使われたサミュエルソン元教授は、規制緩和と金融工学が元凶であると、こういった指摘をされております。また、ノーベル経済学賞受賞のステイグリツ教授が、規制緩和と自由化が経済的効率をもたらすという見解は行き詰ったと、こういった指摘をされておりますし、その他マスクミ等でも、市場崇拜と規制緩和が生み出したバブル経済のツケではないかと、こういった指摘もあるわけでございます。

こういったことについて、財務大臣としてどういった御所見お持ちかをまずお伺いしたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) おはようございます。

今、辻委員から、哲学なんという高邁なものは私は持つておりませんけれども、今回のこの金融危機、もちろん経済と金融というのは、これは一体として健全に発展していくなければいけないというふうに思つておりますけれども、辻委員御指摘のように、高度などといいましょうか、ある意味では、結果的には过剩な金融工学システムと規制緩和というものの、さらには世界的な余剰資金といいましょうか、あるいはまたレバレッジの効いたことによる過度な流動性というものが、原因はサブプライムローン問題というプライムではないローンが金融派生商品として広がり、その他の金融派生商品あるいはCDs等が世界的に広がつて

いつて、上り調子のときはこれはみんながハッピーミたいな感じだんだろうと思ひますけれども、あるときからこれが債務不履行等が原因にも、その中にも、今回の危機を先進国の不十分な金融規制、監督の結果と明記をしたと、政策対応の失敗を認めた上で景気下支えに続く協調行動として金融規制、監督の強化を盛り込んだと、こういったことがあります。

そこで、それも踏まえつづお伺いしたいと思うんですけれども、そもそも今次金融経済危機の原因分析ということになるわけでございますけれども、最近の識者のいろいろな意見等を拝見しますときに、かつての日本における経済学の教科書にも使われたサミュエルソン元教授は、規制緩和と金融工学が元凶であると、こういった指摘をされております。また、ノーベル経済学賞受賞のステイグリツ教授が、規制緩和と自由化が経済的効率をもたらすという見解は行き詰ったと、こういった指摘をされておりますし、その他マスクミ等でも、市場崇拜と規制緩和が生み出したバブル経済のツケではないかと、こういった指摘もあるわけでございます。

こういったことについて、財務大臣としてどういった御所見お持ちかをまずお伺いしたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) おはようございます。

今、辻委員から、哲学なんという高邁なものは私は持つておりませんけれども、今回のこの金融危機、もちろん経済と金融というのは、これは一体として健全に発展していくなければいけないというふうに思つておりますけれども、辻委員御指摘のように、高度などといいましょうか、ある意味では、結果的には过剩な金融工学システムと規制緩和というものの、さらには世界的な余剰資金といいましょうか、あるいはまたレバレッジの効いたことによる過度な流動性というものが、原因はサブプライムローン問題というプライムではないローンが金融派生商品として広がり、その他の金融派生商品あるいはCDs等が世界的に広がつて

○国務大臣(中川昭一君) 厳しい財政状況でござりますけれども、やはり社会保障の充実というものは、特に将来のことを考えたときには、これは非常に財源問題からいつても、また中身の問題からいつても、非常に重要な政策課題であるということを考えております。今回も、生活支援というふうに考えております。ことで緊急にお医者さんの数を増やさせていただくとかいろいろなことを取つておるわけでござります。

いずれにしても、この政府の方針を守りながら、そして医療、年金、介護等あるいは少子化対策等をこれからきちっと充実をしていくということは最重要課題であるというふうに考えております。

○辻泰弘君 この方針は、経済財政諮問会議などで社会保障費の伸びを経済成長率の範囲内にと、こういった議論がずっと続けられてきた中で最終的にそういったことが答えとして出てきたということだと思います。

これは私は、予算委員会や他の委員会等でも質問してきたこともございますけれども、基本的にべっドの長さに合わせて足を切ると、こういったような状況になつてきておるわけでございまして、基本的に、しかも今年における政管健保に対する国庫負担の一千万億の結局組合健保に押し付けていたというツケ回しでしかないわけでございますけれども、そういうふたある意味で実質的な赤字国債みたいなそんなことにつながっているような、全く意味がないと、このように思ひますので、基本的にその方針を廃止すべきだと思つていますけれども、ただ、それの同趣旨だと思われる大臣の政策があるわけでございます。すなはち、七月十日に発売された中公における緊急提言ですね。

この中に、大臣がおつしやつているのは、いろいろ私も賛否はありますけれども、しかし共有できるところもあるわけでございまして、例えば、高齢の方々にとって年金制度や医療保険制度が劣化している現状では心配も強いと、また社会保

障のほころびが拡大している現状と、こういったことをおつしやつしているわけでございまして、それは私はそのとおりだと思います。

一つの具体的な形として二千二百億の削減というものが大きかわってきたと、このように思うわけでございまして、大臣として、やはり二千二百億の削減を抑制、それが大きかわってきたと、このように思うものが大きかわってきたと、このように思う

われでございまして、大臣として、やはり二千二百億の削減に象徴される社会保障費抑制、そういったものが今日のこういった年金、医療の状況をもたらしているんじゃないか、そういう反省の上に立つてこの二千二百億円の削減方針も見直されてしまうべきだと思うんですけれども、重ねて御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) 私が福祉関係についていろいろと七月の雑誌を始めとしていろんなところで発言をさせていただきましたのは、やはり今後の将来像というものがこのままほつておくと大変なことになつてしまふということで私の個人的な考え方を発表させていただいたわけでございますが、もう既にそのときは政府の方針というものが、もう決まっており、また麻生内閣もそれを踏襲していくと、守つていくということでございまして、私も麻生内閣の閣僚の一人としてその方針を取り組んでいきたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 まあそういうことになるのかもしれませんけれども、しかしながら大臣は経産大臣とか農水大臣も御経験され、最大の日本の政権与党であるところの自民党の政調会長までおなりになつた方ですから、大臣の在任でなかつたといつてもそのときの見解というのはかなり大きな意味を持つといふふうに私は思ひますし、私ごときが言うのとは意味が違うわけでござります。

そういうふた意味で、立場は違うというのはありますけれども、法律で決めた所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革というものがなされて、それで、財源となつて来年度財政措置されるというふうに思ひますけれども、そこはいかがでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) ですから、それも含めまして今御議論をしていただき、政府としてもそ

お立場上これ以上のことはおつしやつていただけないかもしませんけれども、ここに書かれたこの意味合いはやはり大事にして財務大臣としておきたいと思います。幾つか聞きたいことはあるんですけども、時間の関係上、来年度予算の基礎年金の国庫負担のことをお聞きしておきたいと思います。

それで、これは平成十六年の年金改正のところから出発しているわけでござりますけれども、基礎年金の給付に要する費用の総額三分の一を二分の一に引き上げるということを決めて、そして二十一年度までのいざれかの年度を特定年度として、その前の年までは三分の一プラスアルファということでやるけれども、その特定年度、二十一年度までの間といふうに考えておきます。

○国務大臣(中川昭一君) そういいう意味は二十一年度という意味は二十一年度四月から分を措置するところでございます。

○辻泰弘君 それはストレートにとらえて、二十二年三月の一にするという方向で今作業を進めているところでございます。

○国務大臣(中川昭一君) そういいう方向に向けて、今、党内あるいはまだそれを受けまして政府で作業を進めさせていただくということでござります。

○国務大臣(中川昭一君) それで、十六年改正のときの附則で規定されていることで、特定年度、今でいえば二十一年度になるわけですけれども、それについては所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行つた上で、こういうことになつてゐるわけでござります。

○国務大臣(中川昭一君) それで、税制の中長期プログラム等について大臣を中心と今後年末に向けてやつていかれるんでしょうけれども、いすれにいたしましても二・三兆円が必要というこの二分の一への引上げについて、直接的に増税をしてやるということが答えて出でてくるようにも思ひれないわけでござります。

そこで、税制の中長期プログラム等について大臣の上に立つてまいりましたけれども、二十二年度に二分の一にするように今、与党内で年末に向けて御議論をいただき、最終的には政府としてもそういうことが実現できるようになつておるようになります。

○辻泰弘君 これについては、これまで与党内などで年度途中からでもいいじゃないかというふうな議論もあつたやに聞いておりますけれども、し

かし法律的には年度ということですから、すなわち四月一日からやるという前提での財政措置をするということですけれども、ここに書かれたこの意味合いはやはり大事にして財務大臣としておきたいと思います。幾つか聞きたいことはあるんですけども、時間の点についてはいかがでしようか。

○国務大臣(中川昭一君) 二十二年度には国庫負担三分の一にするという方向で今作業を進めているところでございます。

○辻泰弘君 それはストレートにとらえて、二十二年三月の一にするという方向で今作業を進めているところでございます。

○国務大臣(中川昭一君) そういいう意味でいいんですね。

○国務大臣(中川昭一君) そういいう方向に向けて、今、党内あるいはまだそれを受けまして政府で作業を進めさせていただくことでござります。

○国務大臣(中川昭一君) それで、十六年改正のときの附則で規定されていることで、特定年度、今でいえば二十一年度になるわけですけれども、それについては所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行つた上で、こういうことになつてゐるわけでござります。

○国務大臣(中川昭一君) それで、税制の中長期プログラム等について大臣を中心と今後年末に向けてやつていかれるんでしょうけれども、いすれにいたしましても二・三兆円が必要というこの二分の一への引上げについて、直接的に増税をしてやるということが答えて出でてくるようにも思ひれないわけでござります。

そこで、税制の中長期プログラム等について大臣の上に立つてまいりましたけれども、二十二年度に二分の一にするように今、与党内で年末に向けて御議論をいただき、最終的には政府としてもそういうことが実現できるようになつておるようになります。

○辻泰弘君 これについては、これまで与党内などで年度途中からでもいいじゃないかというふうな議論もあつたやに聞いておりますけれども、し

れを踏まえて作業を進めさせていただきたいといふうに考えております。

○辻泰弘君 慎重な御答弁ですけれども、しかし、安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行うということでスキームができているわけですが、現時点での二・三兆円を安定した財源確保の税制抜本改革で来年度四月一日から調達できるというふうには私は思わないんですけれども、現時点での二・三兆円を安定した

ど、そこはどうですか。

○辻泰弘君 ですから、税以外の収入ということ
で手当でするということは結果としてあり得るん
だつて、ほんまに、こいつはもう何うなれども

たなうと思いますが、ここで言っているのは、税制の抜本的な改革を行うということですから、ですから、それは改革を行って、その財源は来年四月から入らない、それ以降の歳入になるんだけれども、しかし現実も改革は行つたということでクリアできるという部分もあり得るんでしょうけれども、しかし現実に税制改正においての歳入をもつて四月からやれども、そういうふうには私は思わないんですけれども、もう一遍どうですか。

○國務大臣(中川昭一君) その議論を今、与党においては本日からですか、税の議論を進めさせていただいているところでございます。

○辻泰弘君 そうすると、現実的には、来年四月一日から二分の一にする、そういうことになるということはおっしゃったわけですが、その財源について来年度については税で手当でするとは限らないと、そういうことに突き当たらざるを得ないかと思うんですけれども、それはそういうことになりますか。

○國務大臣(中川昭一君) 二分の一にするといふことは単年度だけ二分の一にするわけじやございませんから、安定財源などいうことが当然必要になつてくると思いますけれども、それも含めましてこれから議論の中で決めさせていただきたいと思つております。

○辻泰弘君 しつこいようですが、税制で手当ができると、うふうには私はならないと思うんで

すね、常識的に考えて。ですから、何らかの形でつなぎ的な色合いを持った財源ということをお考えにならざるを得ないんだろうかと思ふんですけれども、要は、例えば巷間伝えられているような特別会計からのやりくりで対応すると、そういうことも視野に入っているということでしよう

○國務大臣(中川昭一君) ですから、財源問題については今日はから全くスタートしたところどころでござりますんで、どういうやり方がふさわしいのかと
いうことをまず党の方で、与党の方で御議論をいただき、そしてまた我々としても最終的に決定を

させていたときたいと/orいふうに考えおれま
○辻泰弘君 後の議論にもつながるんですけども、やはり財務大臣というのは非常に重要なお立場で、与党の政調会長もやられた中川さんでござりますから、やはりもつとリードするといいますか、みんなの議論を待つてそういうのももちろん大事なんですが、それやっていて給付金の混乱にならなかつたような気もしますけれども。いずれにい

たしましても一つの御見識の下にリードしていた
だきたいと、このように申し上げておきたいと思
います。

さて、次に、生活支援額給付金のことについてお伺いしておきたいと思います。これも、昨日、いろいろ総理を始めとする動きがあつたわけでございまして、まず一つ確認でなければ、伝えられているところの支給額を一人当たり一万二千円と、十八歳以下の子供、六十五歳以上の高齢者は八千円と、これはもう決まった

○辻泰弘君 ように伝えられておりますけれども、これはもう決まり事なんございりますか。

○國務大臣(中川昭一君) これは、与党間の話合いでそういう案が出たというふうに承知をしております。

○辻泰弘君 それで、麻生総理が昨日おっしゃつ

ているのは、法律による所得制限を設げず、高額所得者には自発的な受取辞退を促す方式が望まし

いと、こういったことをおっしゃつていたようではございまして、そういう意味においては中川大臣がかねてより披瀝されているところに近いのかなという氣もするんですけれども、このことについてはどのように評価されているでしょうか。

○國務大臣(中川昭一君) 私も本当に、何とい

ましようか、所得が伸びずに、そして諸物価が上がつて生活に非常にダメージを受けている方々、特に中低所得者の方々でございますけれども、そこにできるだけ厚く、二兆円の範囲内の中での給付をさせていただくことがベターだと思っておりますけれども、他方ができるだけ早くお支払を

するといふことで年度内といふ返済性も要求されるところでございます。したがつて、私としてもこの定額給付を年度内に行うと、すべての方々にということになるわけでございます。

いずれにしても、総理からの御指示が正式にあれば、私としてはその方向でひとつ作業を進めさせていただきたいというふうに思つております。

○辻泰弘君　まだ決まってないことであるんでしょうけれども、しかしづつと言われていること

でやはり分からぬところは、世帯への給付通知に高額所得の目安となる金額を示してはどうか、そういうことで自発的辞退の目安を付けるん

じゃないかと、こんなことも議論されているようで、閣内でもそのことについての御議論もあるようですがれども、そういうことにについてはどのようにお考えですか。

けれども、まだ決定してない中でいろんな御意見をそれぞれ御発言されるということについては、それぞれの御見識を持つて、私も今申し上げさせていただきましたけれども、いろんな御意見があつてもいいのではないかなどいうふうに考えております。

○辻泰弘君 当初、十月三十日に総理は全世帯に
と書いて、その後、十一月四日でしたか、与謝野

さんがやつぱり所得制限あるべしと、こういうところから出発したよう位思うので、その点は今おっしゃつたことにようかかわるのかということはあるかと思いますけれども。

それはともかくとして、今日の朝日新聞で、今の定額給付金について必要な政策だと思うという

○國務大臣(中川昭一君) この問題に限らず、あらゆることを今緊急対策として政府として打ち出しているところでございまして、この問題についての調査は、たゞ、この問題がござつて、どうするか、どう受け止められますか。

○辻泰弘君 プラス細田幹事長が昨日おつしやつてることに、給付金というと政府がお上というような立場に立つてお金を出しているというニュアンスに聞こえる、給付金に替わる何か良い言葉を考えるべきだと、こんなこともおっしゃつていようですがれども、大臣としては給付金というふれとして受け止めさせていただきたいと思います。

言葉、響き、どのようにお考えですか。このように受け止めていらっしゃいますか。

じゃございませんけれども、別に給付金という言葉がお上がくれてやるものだというイメージでは決してないわけで、国民のこれはお金を国民に再分配しているわけでございますから、決してお上が一般国民に何か配つてやっているんだという認識は全くございません。

○辻泰弘君 総理は、給付金方式で行いますと、
○國務大臣(中川昭一君) ですから、そういうイメージで給付金という言葉を使っているわけではないということを是非御理解いただきたいと思います。

定額減税は給付金方式で行いますと、こう総理は十月三十日におつしやったわけですからね、まあそこはそういうことなんだろうと思いますが、さて、根本論になるんですけれども、ちょっと別のステージの話になりますけれども、この半年ほど前にこの委員会においても暫定税率の問題で議論があつたわけでございます。二月の取材にお答えになつて、中川さんがですね、もちろん財務大臣ではないわけですから、そのときにガソリン減税のことについて、二十五円下げるとか下げないとか、そんなみみつちい話じゃないんですよと、こうおつしやつているんです。小石を拾つしゃつていいしていいる場合じやないと、こうもおつしゃつていいしていいるんですけれども、二十五円のガソリン減税、これについてはやはりみみつちいというふうにお考えだつたんでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 仮にみみつちいという言葉を使つたとするならば、ちょっと適切じやないなど今反省をしておりますけれども、要是真に必要な道路を作るということも重要でございますし、また地方に対する重要な財源としてもあるわけですが、もちろん税というのは低いれば低いに、負担者はそちらの方を望むわけでござりますけれども、総合的に判断をして地方財源あるいはまた真に必要な道路を造る、そしてまた税源、税率の在り方等を総合的に判断をしてこの問題を議論すべきではないかという趣旨で申し上げます。

○辻泰弘君 みみつちいという言葉は、これは週刊朝日のインタビューで答えられているわけですが、当時、福田総理大臣は、ガソリン税のことちましましていい大きな問題だと、こういうふうにおつしやつておられまして、こうした落差があるんであれなんですかね。麻生さんはカッブヌードル四百円というふうに御認識だというふうな話がありましたが、二十五円のガソリン税の減税、当時やつぱり国民的には非常に大き

な関心があつたし、大きくかかわっていたことだと思うんで、それをちまちまと、いや、ちまちまと答えておられます。それは、その他もありますけれども、実質GDPでは〇・一%程度押し上げる効果があると、こういうふうにおつしやつていいわけなんですね。

そこで、先ほどにかかわります道路特定財源の暫定税率の廃止、二・六兆円、国、地方を通じてですかれども、この場合の議論をさせていただきたいときに提出された資料あるいは答弁によりますと、所得税一兆円引下げにより実質GDPは〇・六兆円増加、あるいは消費税一兆円引下げにより実質GDPは〇・六兆円増加、どちらも結果は同じだったわけでございます。申し上げたけれどもやつていただけなかつたんで、結局そのガソリン税分を所得税減税あるいは消費税率引下げということで一応仮定、仮置きしてあつたと、こういうことでしかなかつたわけですが、いざれにいたしましても、〇・六兆円増加という結果だつたわけですが。

そして、二〇〇八年度の実質GDPは五百七十兆と、名目は五百二十七兆ぐらいだつたかと思いまますけれども、実質は五百七十兆と。そういたしますけれども、実質は五百七十兆と。そういうふうに理解をいただきたいと思いまます。

○辻泰弘君 みみつちいといふうに理解をいたさないでください。それで、この減税一兆円の効果というのは、〇・六兆割る五百七十兆ですから〇・一%ぐらいと、こういうことになるわけです。そして、あのときの減税は二・六兆円だつたわけですから、この一を二・六倍すれば〇・二七%引き上げといふことになると、こういうことに理解の上でなるわけですね、内閣府の試算。

それで、この間の与謝野さんの見解では、実質GDP〇・一%程度ということですから、これは單年度ですかね、一年で終わっちゃうわけですから、給付金の方はですね。私どもの方は恒久的

に暫定税率廃止ということですから、十年たつたら三十兆の減税であり、この給付金の方は十年たつても二兆円で終わつていると、こういうことですから、その影響の差というのは大きいと思うんですけども、暫定税率廃止の方がみみつちくこれが金、給付金がみみつちいといいうなら分かるんだけれども、暫定税率廃止の方がみみつちくといいうことにはならないわけです。そこをどう考えますか。

○国務大臣(中川昭一君) ですから、みみつちいという言葉についてはおわびして訂正させていただきたいと思いますけれども、今は今、辻委員もいずれにいたしましても、これは今、辻委員も御指摘になりましたけれども、その配り方、差し上げ方については議論のあるところではございませんけれども、緊急に特に中低所得者の方々に早急にお配りをすると、そしてその経済効果というのは、今御指摘になりましたように、実質、名目と所得者の方々に直接行くということをごぞいますので、まあ使つちやいけないんでしょうか、決してみみつちいもんじやないと、こういうふうに考えております。

○辻泰弘君 今回の給付金、定額給付金をめぐる閣内のばらばら、迷走といいますか、それはちょっと非常に、目を覆うばかりといいますか、寂しいものを感じるといいますか、その根底にはやはりこの政策が選挙向けの見せ金だつたんじやないかと、そういう指摘もございましたし、選挙用のマニフェストとしてまとめつもりが解散先送りで三十日に間に合わせたので準備不足だつたと、結局その辺が本質ではないかといふうにも思つんですかね。

そういう中で、率直なところマスコミ等で言われているのは、指摘されていふことが、与謝野氏の独断専行と首相の指導力低下を印象付けたと、こういつた指摘もござります。また、もとどきつのは、最大の経済対策は与謝野氏の更迭だと、こういつた発言もあつたようございますけれども。

そこで、さきに、十月三十一日に与謝野さんが記者会見でこの給付金二兆円の効果についておつしやつておられます。それは、その他もありますけれども、実質GDPでは〇・一%程度押し上げる効果があると、こういうふうにおつしやつていいわけなんですね。

そして、先ほどにかかわります道路特定財源の暫定税率の廃止、二・六兆円、国、地方を通じてですかれども、この場合の議論をさせていただきたいときに提出された資料あるいは答弁によりますと、所得税一兆円引下げにより実質GDPは〇・六兆円増加、あるいは消費税一兆円引下げにより実質GDPは〇・六兆円増加、どちらも結果は同じだったわけでございます。申し上げたけれどもやつていただけなかつたんで、結局そのガソリン税分を所得税減税あるいは消費税率引下げということで一応仮定、仮置きしてあつたと、こういうことでしかなかつたわけですが、いざれにいたしましても、〇・六兆円増加という結果だつたわけですが。

ただ、私は、給付金方式であろうとやはり予算措置が当然必要なわけで、元々、税であれば税という意味合いにおいてと予算措置という意味合いがちょっと逃げたような感じも見えなくはないですけれども。

ただ、私は、給付金方式であろうとやはり予算措置が当然必要なわけで、元々、税であれば税というダブルで財務大臣の主管であった、中心的な役割を担われるべき立場であつたわけですから、も、給付金方式になつたといえども、やはり当然予算で手当でしなきやいけないですから、その意味においての中川大臣のリーダーシップというののもつと明確であるべきだつたんではないかと、このように思つてゐるわけなんです。

それで、十一月四日に衆議院の財金委員会で大臣がおつしやつていていることで、その時点での、先週の金曜日の経済財政諮問会議でこの給付金のことが議論になりましたして、最終的に与謝野大臣からこの取りまとめは私にやつてもらいたいという指示があつて、その場で御了承をいただいたところでござりますと、こういうことが大臣の答弁にあらわされています。

その内容はともかくとして、本質的にこのこと心、責任を担つてみんなの調整をして決定し、やつていくべきことだつたと私は思つてゐるんです。少なくとも、ほかの方がどうあれ、中川大臣が失礼ながらつかり対応しておられればこういふ迷走はなかつたんじやないかと思つてゐるんで

すけれども、そのことについてどう御所見をお持ちでしょうか。

とつてはやはり内閣、政府が行うことがすべてな
わけですから、こういった、我々として立場とい

般財源化に際しましては一兆円を地方の実情に応じて使用するような新たな仕組みを作るといふこと

路財源から脱却し、これを生活者である皆様が求めている様々な政策に使うための生活者財源へと

○國務大臣(中川昭一君) 十月三十日の総理の生活対策の中でこれが生活支援定額給付金という形になつこつけらうござる。

うか意見は別にあるにしても、政府として決め
て、やると決めたそれなりの目玉の政策がこんな
ふうにいつまでもいつまでも

とを麻生総理の御決断で決定しているところでござります。

改革をしてまいるものでござりますと、これは現在策定中の骨太二〇〇九において、より具体的な

その前に、補正予算御審議、成立させていただきましたけれども、あれが八月の二十九日に作成したものであつて、それから世界的にも、また日本も非常に経済が厳しくなってきたということです。第二弾としての位置付けとして総理のリーダーになつたわけあります。

うのは本当に恥ずかしいといいますか、情けないことだと思います。ですから、そういう意味では、今おっしゃったことが間違っているわけじゃないんだけれども、やはり財務大臣としてもつてしまふりとリーダーシップを發揮して、まあはつ

○辻泰弘君 福田總理は記者を見で、四月三十日だつたと思いますけれども、生活者の目線で使い方を見直していくと、こういうことをおっしゃっているんですね。そして、道路特定財源から脱却して生活者財源へと改革をしてまいりますと、こういうふうなことをおっしゃっているんですね。太

姿をお示しするつもりでございますと、こういふことでござりますから、この骨太の方針の中でも、骨太の方針の中におきましては、道路特定財源は一般財源化し、生活者の目線でその使い方を見直すというふうに基本方針で決定をされて、いろいろございます。

シップで発表をしたところでございます。もちろん、これは国の予算措置というものも必要になつたまいりますので、私が今御指摘のように取りまとめる作業に当たるということになつておりますけれども、これもまだまだ党内外等でも御議論をまとひただがなねば、なかなか部分もございまますの

きり言って、こんなところでたれが決めるからみんな勝手なこと言うなということを言っておきやいいようなことだと思いますけれども、そういうことで、しつかりとお取り組みいただくよう申し上げておきたいと思います。

臣としても、生活者財源に改革していくと、こゝへいう御見解だと理解していいですか。

○辻泰弘君 それは分かっているんですねけれども、要は福田さんが新エネルギー開発、地球温暖化対策、救急医療体制の整備、少子化対策など様々な政策に使えるようになすべきと、こういうふうにおっしゃった、その部分は踏襲されるのかどうか、お尋ね下さい。

それから、別に財務省が逃げたわけじゃなくして、取りまとめは私がやりますけれども、しかし、現段階においては私はいろんな方の御意見というものがあつてもいいんだろうというふうに考えております。

田間が一矢の反駁を試みたので、これがまた、この問題を進一步複雑化する結果となつた。田間は、この問題を「議論のありました道路特定財源の一般財源化についてお伺いをしておきたい」と思っています。

の三算綱より述べておられる一つの力がなにか商業的なものでなっていくと考えております。と同時に、地方財源を、一兆円使いをいたぐりということでこの制度を今考えたところでございます。

て、定額という、で、一律すべてのと言つていいんでしょうか、とにかくすべての方々にお支払をするということになりますとこれは市町村の事務ということになるわけでございまして、そういう意味で市町村事務が大変御負担を掛けるということ

路特定財源等に関する基本方針が閣議決定をされ、そして、六月二十七日には一般財源化についての骨太の方針での閣議決定があつたと、こういった流れがあるわけでござります。

とをおっしゃって、福田当總理がおっしゃつた生活者財源ということには必ずしも、それでいくと、踏襲するというふうにも聞こえなかつたんだけれども。

とも我々は考えていかなければいけないというところへござります。

も、さきの国会において總理や財務大臣がこの一般財源化について御所見を示しておられるわけで、すけれども、そういうたるものも踏襲して今後やつていかれると、こういう理解でよろしいでしよう。

十六日、参議院本会議、私の質問に対してもあつたと思いますけれども、一般財源としての用途の在り方については、新エネルギー開発・地球温暖化対策、救急医療対策の整備、少子化対策など、様々な政策に使えるようになりますがどう考えますか。

やつしていくことで私自身、決してこの作業を軽く思っているわけでもございませんし、自分の責任においてやっていかなければいけないというふうに考えております。

か。
○國務大臣(中川昭一君) これは、今年の五月十三日、福田内閣のときでござりますけれども、閣議決定されまして、二十一年度から一般財源化をする、それから、必要と判断される道路は着実に

と、こういったことをおっしゃつておるんです。このことをやはり現内閣、また中川財務大臣の下でも考えていくという理解でいいでしようか。
○國務大臣(中川昭一君) 四月三十日の總理の記者会見におきまして、今御指摘のように、この道

は、与党が迷走するというのはそういう党利党略的な意味合いでは悪くないのかもしれませんけれども、しかし事の重要性といいますか、国民に

整備すると、この基本方針は踏襲していくわけでございます。他方、これに加えまして、十月三十一日の生活対策におきましては、道路特定財源の一

路財源につきましても、生活者の目線でその使い方を見直していくと、まさに国民、生活者が主役となる行政への転換を示すものであります。道

源としての使途の在り方については、新エネルギー開発、地球温暖化対策、救急医療体制の整備、少子化対策など様々な政策に使えるようになりますと、こういうふうに明確におっしゃつておられるわけです。ですから、このことは地方交付金で、一兆円で手当てるということを超えていいると私は思つております。このことについてこの福田総理の御答弁のとおりに対応されるのか。もしそうでないなら、そのようにはつきりとおつしやつていただきたいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) 今、辻委員もおつしやいましたように、確かに少子化対策とかエネルギー対策等々は生活者の目線に立った施策の例示だらうと思います。しかし、等という言葉にも今ございましたように、それだけがすべてかどうかということについては、本当にその目的に、この基本方針の目的に沿うような形で、場合によつてはそれ以外もあり得るし、また、重要な時期でございまのでしつかりと検討していきたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 おつしやつたことは、おつしやつたことといいますか、今のおつしやつたような形でいくならば、元々の福田さんのときにおつしやつていたことが実はほんにされて、一兆円を地方に回して、それは地方の自主財源にするからその中でいろいろ考えてやつてもらつたらいいじゃないのということにすべて持つていくような感じがありまして、実はあのときに福田総理がおつしやつりましたが、実はあのときにはおつしやつていたイメージと根本的に変質してしまつて、なんじやないかと、このように思はざるを得ないわけでございます。

これについては、この点については、さきの中公論文での中川さんの緊急政策の中でこういったフレーズがござります。私は、これから政府が行う投資は、物、公共事業から、個人や企業へと軸足を移していく必要があると考えていると、また、六・七兆円ある公共事業費や五兆円ある道路特定財源を人への投資に振り替える余地はある、この振替分を、少子化対策と法人税減税を数年掛

けて実施する前提で、その財源に充當すると、こいつたお考えを示しておられまして、中身は必ずしもイコールではありませんけれども、少子化対策というふうなことで生活者財源ということにつながるかと思うんですが、そういう考えも出していらっしゃるんです。これはもとより大臣にならる前ではござりますけれども、しかし大臣になられた意味で、私どもいたしましては、あのときの総理の公約であった、そういうふうに生活者財源として使うということで、先ほど例示いたしました、また福田総理がおつしやつたそのための財政措置として対応していただきたいと、このように申し上げておきたいんですけども、いかがですか。

○国務大臣(中川昭一君) そこはちょっと誤解を招く表現であつたかもしれませんけれども、何も公共事業をなくしていいということは決して申し上げてゐるわけじゃなくて、防災対策、あるいは私が大変関心を持っております上下水道の問題等々、これはもうやるべきことを、道路も含めてありますけれども、これはやつていかなければなりません。しかし、無駄な公共事業と言われるものは徹底的にこれは排除をしていかなければならぬと。そして、少子化対策あるいは福祉、安全、安心といったものに限られた財源の中でそ

ういったものにも積極的に使っていくという趣旨で申し上げたわけですが、そういう意味では、生活者重視という観点は、私も辻委員と同じ認識を持っているというふうに考えております。

○辻泰弘君 最後に一点だけ、端的にお答えいただければと思いますけれども。

今、一つやはり問題になつてゐるのが、この一週電話会談を行つた麻生総理のお話、つまり間接的なことしか知りませんけれども、やはり非常に

るのかと、こういったことがあるわけですが、その点についての御見解を端的に伺いしたいと思います。議論の中でこの位置付けをどういうふうにしていらっしゃるかと、どういうことを与党の方で御議論をいたさ、そして最終的に決定をさせていただきたいと思っております。

○辻泰弘君 時間が参りましたのでこれで終わりますけれども、また次回につなげていきたいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) そこはちよつと誤解を招く表現であつたかもしれませんけれども、何も公共事業をなくしていいということは決して申し上げてゐるわけじゃなくて、防災対策、あるいは私が大変関心を持っております上下水道の問題等々、これはもうやるべきことを、道路も含めてありますけれども、これはやつていかなければなりません。しかし、無駄な公共事業と言われるものは徹底的にこれは排除をしていかなければならぬと。そして、少子化対策あるいは福祉、安全、安心といったものに限られた財源の中でそ

ういったものにも積極的に使っていくという趣旨で申し上げたわけですが、そういう意味では、生活者重視という観点は、私も辻委員と同じ認識を持っているというふうに考えております。

○辻泰弘君 最後に一点だけ、端的にお答えいただければと思いますけれども。

今、一つやはり問題になつてゐるのが、この一週電話会談を行つた麻生総理のお話、つまり間接的なことしか知りませんけれども、やはり非常に

フレッシュなイメージで、そしてまた、人を引き付ける大変な魅力をお持ちの方で、あの投票結果も単にそれぞれの既成政党の支持者だけではなくて、若者とか、あるいはまた無党派層とか、あるいは初めて投票する方も随分オバマさんを支持されたというデータもあるわけでございます。他方、初めての黒人の大統領が誕生されたということも、あるわけであります。

なお、麻生総理の電話会談の模様を拝聴いたしましたと、非常に日本に対しても関心が深くて、鎌倉の大仏のことを知つていてるとか、いろんなことをおつしやつておられて、個人的な信頼関係を持つておられるわけであります。

まあ小浜市あるいは大仏の話はともかくとして、まさに金融危機、世界的な金融危機という中で、真剣に両国の関係築いていただきたいというふうに私は理解をしております。

○川崎稔君 ありがとうございます。

その中国が九日に大規模な景気刺激策を発表しております。安価な住宅建設、あるいは農村基盤の整備、鉄道、道路等のインフラ整備、大幅な企業減税といった内容、十項目ぐらいですか、二〇一〇年末までに総投資額四兆円、約五十七兆円に上る、これはもう本当に空前の規模だと思われるのですが、規模として見ますと、二〇〇七年の中止のGDPの約一六%に相当する規模だというふうにも聞いております。かなり市場の予想を上回つておられたということで、市場の方でもサプライズということで好感をされたようですが、一方で、IMFが先日発表した世界経済見通し、これを見ますと、日米欧、来年の経済成長率というのが戦後初めていざれもマイナス成長になるということを予想していると。こうした中で、中国が今回こういう決定をしたと、非常に中国经济が置かれている状況とというのはそれだけ危機的なんだな

ということで受け止められるんすけれども、大臣の方で今回の中国の景気刺激策、どのように受け止めておられますでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) やはり中国はこれまである意味では世界の経済発展の機関車的な幾つかの国の一つだったというふうに思つておりますけれども、世界的な経済の低迷によって中国の輸出が非常に落ち込んできた、あるいはまたアメリカあるいは日本のよくな先進国と違つて内需の比率が非常にまだ低いという状況ですので、今回川崎委員が御指摘になりましたように、幾つかもう既に対策は取つておるわけありますけれども、今御指摘のよう、日本円で約五十七・五兆円規模の投資を行う、あるいはまたいろいろな施策を行つていくということは、やはりこれは今度のG20でも、中国も来られましたけれども、協調してやつていく方策の一つとして財政出動というのも、これは非常に重要な対策になつていくんだろうと思いますけれども、いち早く中国がこういつた大規模な財政出動をやる、あるいは日本は既に第一次、第二次の、まあ第一次の補正を御審議、支援をやつしていくことで、各國が協調しながらそれぞれやることをどんどんやつしていくといふことが今回の金融危機あるいはまた経済の厳しい状況に世界が立ち向かっていく上で非常に重要なことだらうという意味で、中国の今回の政策は我々としても歓迎したいというふうに思つております。

○川崎稔君 今の御答弁ですと、中国の政策について歓迎したいということありますが、確かにG20、財政出動といったことを議論しているわけですね。ちょうど九日に閉幕したG20の財務相・中央銀行総裁会議、これサンパウロの方で行われたということなんですが、金融サミットの準備会合と、そう位置付けられているわけですから、そこでやっぱりグローバルデフレへの危機感共存とかあるいは国際金融制度の枠組みの見直しといったものが議論をされているわけですね。

その開催地サンパウロの地球の裏側で、ちょうど日本で同じ時期に、麻生総理が東京葛飾の商店街で人気漫画の主人公の銅像の除幕式に出席をされたりとか、あるいは大学生との居酒屋イベントに出席されていると。政局より政策とおつしやつ

ておられる割にはどうも違うなという世界とのずれといいますか、解散・総選挙を回避してまで本気で政策に取り組んでいるようにはどうも見えないという指摘をさせていただきたいんです。

そこで、今回の中国のよう、胡錦濤主席が金融サミットに出席を予定していると、そういう中でこうした決定をされるということは非常にサミットに向けて中国の存在感、そういうものを示しているというふうに報道されているわけです。

の夏ごろからということになりますが、世界経済の減速というのがこれまで明確化してまいりまして、これを受けて、それまで増加を続けてまいりました輸出が頭打ちになるというようなことになってきたわけあります。

昨年来ということで振り返ってみますと、今申し上げたような形で三つばかりの時期に大体分けてその展開を見ることができるかなというふうに思つておりますが、ひっくつて言いますと、昨年末ごろから日本経済には今申し上げたような負のショック、マイナスのショックとというのが次々と襲つてきたというふうに理解しております。私どもとしては、こうした情勢の展開を点検しながら景気判断を下方修正してきたと、こういうところでござります。

○参考人(山口廣秀君) 地域ごとの景況感といいますか経済状況というのは、当然のことながらそこの地域ごとの産業構造の違いを反映しておるわけであります。

例えば、これまで日本経済を牽引してきました輸出の恩恵をどの程度受けているかというようなこともありますし、あるいは資源、エネルギーの上昇といった影響がどの程度及んでいるかということもあるうかと思います。こうしたことから反映して、各地域の景況感にはばらつきが残っているというのがこれまでの事実であつたわけであります。

しかし、そうしたばらつきはありますけれど

も、現状どうかというふうに見てみますと、総じて各地域とも景況感は悪化の方向にあるというようになります。

例えば、私どもで短観をやつておりますけれども、地域別の業況判断D-Iというのを取つてみると、この春ごろまでは、関東甲信越あるいは東海といった二つの地域におきましては、なお、良い悪いを上回る良い超と言われる状況であつたわけですが、この六月以降につきましては、これらの地域も含めて全地域で悪い超になつてきていくと見えておられるのか、その日銀の基本的な見解というものを伺いたいと思いま思つております。

○川崎稔君 今のお話ですと、良かつた地域であるはずの関東甲信越、あるいは東海も含めてもう本当に日本全体が悪くなつていいといつてはいるというわけであります。が、停滞色が強まつて、我が国のこういった実体経済、先行きについては、はどのようすに推移していくと見ておられるのか、その日銀の基本的な見解といつもの伺いたいと思いま

す。

○参考人(山口廣秀君) 景気の先行きということになりますと、私どもとしては、来年度の半ばころまで停滞色の強い状態が続くというように見込んでおります。

幾つか要因があるわけですが、一つは、これまでの交易条件の悪化といったようなことの影響が出てくるということでありまして、当面国内の民間需要というのはそうした影響を受けまして弱めに推移するだろうと、そういう可能性が高いというのが一つであります。

それからもう一点は、輸出でありますけれども、海外経済が減速していると、それから昨今の為替円高の影響も出てくるであろうと、こういったようなことから輸出についても弱めの動きになると、いうように見ておりまして、これら二つの要素が大きな背景となつて来年度の半ばごろまでは停滞色の強い状態が続くだろうと、このように見ておるわけであります。

ただ、それから先というようなことになります

うなことであります。まあ反落しているという状況でありますし、そうなってくるとこれまでのそうしたものの価格高の影響というのは薄れてくるだろうというのが一つであります。それから、海外経済もいすれ減速局面を脱してくるであろうというよう見えておりますので、我が国の成長率につきましても徐々に高まっていく姿というのが一応想定できるのではないかと、このように思つております。

ただ、一点付け加えさせていただきますと、こうした見通しというのは世界経済の見通しに相当強く依存しております。特に現在、世界経済ですかとかあるいは国際金融資本市場の状況を見てみますと相当不確実性を高めている、市場については緊張感が高まっているというような状況でありますので、日本経済が回復に向けた条件を整えていくというようなことについて考えた場合には、やはり相応の時間を要する可能性が高いだろうとうようにも見ております。さらに、こうした見通し自体についてかなり不確実性が高いんだということとも認識しておく必要があるかなというふうに考えておるところであります。

○川崎稔君 今のお話ですと、その実体経済、二〇〇九年度半ばごろまでは停滞色が強い状態が続くと。来年度半ばですね。それ以降、徐々に成長率が高まっていく可能性が高いということですが、一方で非常に不確実性もあるんだというお話を考えておるんでしようか。

その時間軸として来年度半ばということを物差しとしてお示しになっているわけですが、来年度半ばというこの時期の考え方というのは何か理由があるんでしようか。

○参考人(山口廣秀君) 先ほども申し上げたことと絡むわけでありますが、今日本経済が停滞していると、この背景というのは二つの要因によっています。一つは交易条件が悪化しているということでありますし、もう一つは世界経済の減速を背景として輸出が頭打ちになつてきているということ

したがつて、先行きを見通す場合にはこれら二つの要素がどのようになつていくかということについて見ていかなければならぬということになります。したがつて、先行きを見通す場合にはこれら二つの要素がどのようになつていくかということについて見ていかなければならぬということになりますが、まず、交易条件の悪化といふことにつきましては、この先、エネルギー・原材料価格というのはどういうふうになるか、もちろんよく分かりません。しかし、再び高騰する可能性というようなことでもない限りは交易条件面からの悪影響というのは徐々に薄れていくだろうと、このように考えていいんだろうというふうに見ておきます。したがつて、先ほど申し上げた交易条件の悪化ということによる日本経済の停滞ということについては、その面からは停滞から抜け出す要素になつてくるんではないかというのがあります。

それからもう一点は、これはやや長い目で見ればということになりますけれども、欧米において金融システムの安定のために相次いでいろんな対策が打たれておるわけでありますが、そうした対策の効果というのが現れてくるだろうと、こうした効果が現れてくるにつれて世界経済についても次第に持続可能な成長経路に復していくと、こう考えていいんじゃないかというふうに思つております。

したがつて、最初に申し上げたこの二つの日本経済の足を引っ張つておる要素については、いずれについても次第に緩和していく方向にあるんじゃないかというふうに考えておりまして、そうしたことから展望できるのであれば、日本経済の成長率につきましても潜在成長率に向けて緩やかな、徐々に回復していく可能性が高いと、このように考えていいんじゃないかというふうに思つております。

○川崎稔君 今その潜在成長率という考え方でいえば、我が国の潜在成長率に大体成長率が復するタイミングとしてはどれぐらいを今の時点でおられるのか、ちょっと端的にお答えいただけたいと思います。

○参考人(山口廣秀君) お答えいたします。

時期がいつかというのではなくか難しいところ

でありますけれども、この間私どもが発表いたしました展望レポートをベースにいたしますと、一

応その見通し期間において潜在成長率に向けて回復していくと、このような姿を想定しているというところでございます。見通し期間というのは二〇

〇川崎稔君 その今の二〇一〇年度を一つの想定として置いておられて、そこで、一方で先ほどのお話をございましてけれども、非常に不確実性というものが高まつておられるという見方ですね。

確かに二〇〇七年夏、昨年の夏のいわゆるサブプライム住宅ローン問題、表面化して以降、こういった証券化商品の下落とか、価格の下落あるいは金融機関の不良資産増加といった形で米欧の信用収縮というのが非常に続いているわけですね。

そういう中で、かなり我が国の実体経済といふのは下振れのリスクというのが強まっているんじゃないかと。今、副総裁がおっしゃった、まさしく上振れ、下振れという意味でいえば、現状は下振れの方が可能性としては高いんじゃないかというふうに私は思つておるんですが、いかがでしょうか。

○参考人(山口廣秀君) 委員御指摘のとおりであります。改めて、重ねて、大臣、その辺の認識をお伺いしたいのですが。

○國務大臣(中川昭一君) その何年に一度かは別にして、未會有のという認識は多分、川崎委員も共有していただけると思いますが、ただ一方、世界的に協調しながら、中央銀行と政府とが連携を取り、そして各国が協調しながらやっていくという意味で、やはりまたシステム的にいろいろな状況が昔とは変わってきておりますので、全治三年が全治二年になればいいし、一年で終わればいいとは思いますが、とにかく全力を挙げて今対策を取つておるということの決意として、三

〇川崎稔君 生活支援定額給付金の効果については今後決定される実施方法等を踏まえて明らかにする必要がございますが、考え方の整理としては、家計に給付金を支給することによって消費を増やす経済効果があると考えております。

○政府参考人(木下康司君) お答えをいたしま

す。

○川崎稔君 それは同じだということですね。違

います。

そこで、内閣府にお伺いをしたいんですが、こ

り組む。」という考えを示されているわけですが、大臣は我が国経済、全治三年だとお考えなのかどうか、認識をお聞かせいただきたいと思つております。

○國務大臣(中川昭一君) 今、山口副総裁からの御説明もございましたけれども、私も、特に原料

高あるいはまた世界的な厳しい状況の中で日本の

経済、とりわけ中小企業、地方が大変困つていらっしゃる。これを、まず景気対策をやつて、そして中長期的には財政を再建をして、そして改革による成長をやつしていくという総理の工程、つまり全治三年で景気を良くするという認識は私も同じでござります。

○川崎稔君 百年に一度の暴風雨という一方で、全治三年という見方はややもすると楽観的かなとうふうに私は思つているんですけども、例えば日本経済がオイルショックの後、当時の福田総理が全治三年とおっしゃつたと記憶しているわけですが、どうも百年に一度とかあるいは全治三年とか、非常に麻生内閣はこうした言葉をいかにもちょっとと軽く使つておるんじやないかと、一体どういう根拠があるんだろうというふうに思うときがあります。

○國務大臣(中川昭一君) その何年に一度かは別にして、未會有のという認識は多分、川崎委員も共有していただけると思いますが、ただ一方、世

界を襲つておるといふふうに思つております。

○川崎稔君 まさにその通りであります。

○國務大臣(中川昭一君) まさにその

の生活支援定額給付金、政府として政策効果があると考えておられるのか、あるとすればどの程度政策効果が期待できるのか、お伺いをしたいと思います。

○副大臣(宮澤洋一君) 生活給付金の効果についての御質問でございますけれども、当然、家計に給付金を支給するということではありますから、消費を増やす効果が当然あると考えております。

この効果の試算でございますが、仮に二兆円限度いっぱい、二兆円実施した場合の効果については、内閣府の短期日本経済マクロ計算モデルの乗数を用いますと、今後一年間では、実質民間最終消費支出、実質GDP、名目GDP、それぞれ〇・一%程度押し上げる効果があると考えております。

○川崎稔君 ありがとうございます。

〇一%というのは、もうこれはもしかして四捨五入したらどちらの方に振れるんだろうという数字かなと思わず思つてしまつたんですが。しかも、今回、総理は三年後に消費税の引上げをお願いしたいということを三十日の会見で言われたわけですね。三年後の増税ということを前提として、こうした給付金の政策効果というのは打ち消されるんじゃないでしょうか。

○副大臣(宮澤洋一君) 総理の発言につきましても、三年後なのか、景気回復した後なのかと、こういうお話をあったように記憶しておりますけれども、いずれにしましても、消費税につきましては国民的議論をした上でやつていかなければいけない話でありまして、当面の効果といたしましては〇・一%あるものと考えております。

○川崎稔君 仮に増税ということはつきりしていた場合、それはそのタイミングとして三年後なのが景気回復後なのかであるにせよ、政府が明確に増税ということを示す中で定額給付金とすることを仮にやつたとしても、相当程度これは、政策効果というものは打ち消されるというのが、いわゆる経済的な常識ではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○副大臣(宮澤洋一君) 消費税の議論についての御質問でございますけれども、一方で、先ほどの辻委員のおっしゃった朝日新聞の世論調査なんかを見ますと、いわゆる期待されていないわけですね、その政策についてその定額給付金というものを、財政再建が行われるからそういう信頼感は増すのではないかというのでは、決してそういうふうには国民党は受け止めていないのではないかというふうに思うわけなんですが。

いずれにしましても、ちょっと時間の関係もあるのでもう一つ副大臣にお伺いしたいんですが、その交付金を、給付を全世帯というふうにする場合と所得制限を行う場合とで政策効果、違いがあるのでしょうか。その点についてどう見ておられるか、お伺いしたいと思います。

○副大臣(宮澤洋一君) これから制度の中身が詰められますので一般的に申し上げられませんけれども、一般的に申し上げれば、当然、低所得世帯の方が消費支出の割合は高いわけでございます。

○川崎稔君 何かちょっと数字を伺つていて不思議な気がしたんですねけれども、生活支援定額給付金二兆円で〇・一%という数字が出で、今の地域振興券の方も〇・一%という数字が出てるんですけど、何でも〇・一%。ほとんどゼロに限りなく近いけれどもこれぐらいという数字に聞こえなくもないんですけども、この点をもう一度確認をしたいんですが。

○政府参考人(湯元健治君) これは、アンケート調査を行いまして、実際にその交付金を受けた世帯がどれだけ交付金を使つたかという事後的な調べでございます。その場合に、追加的な消費の増加額というものを伺いするために、本来、地域振興券をもらいましても自分の持つてある通帳のお金を使わなければ効果は純増的にはゼロということがあります。このアンケートではこれが、地域振興券を配つたがゆえに消費した分がどれくらいかということを測定するために調査をしておりまして、それが〇・一%という効果になつておるということです。

○川崎稔君 ちょっと内閣府の方にも一度確認をしたいんですけど、今回の定額給付金、先ほど二兆円の減税ということを前提にお話をされたんですけど、貯蓄にはどの程度回ると御覧になつていただけることだと思います。

○政府参考人(梅溪健児君) お答え申し上げます。生活支援定額給付金(仮称)でございますが、それが貯蓄にどの程度回るかということにつきましては、今後の経済状況あるいは給付金がどのようない実施方法で行われるかということに依存いたしますので、現時点で具体的にお示しすることは難しいと考えております。

○川崎稔君 済みません、今日の朝日新聞の社説には、内閣府が試算しているという数字として四分の三が貯蓄に回るという数字が出ているんですね。これが全く根拠がないわけですか。

○政府参考人(梅溪健児君) お答え申し上げます。その記事につきましてはどのような背景で書かれているかということは必ずしも明らかにいたしませんが、先ほど内閣府の方からも御紹介いたしましたが、地域振興券の場合であれば、消費の増に回つた部分が三三%という結果が得られておりますので、それを逆算してそのような試算を行われたと考えることは想像できます。

○川崎稔君 仮に四分の三貯蓄に回つて四分の一しか消費に回らなければ二兆円のうち四分の一の五千億円、地域振興券よりも効果が小さいとい

うふうになつてしまふと、思わずちよつとその効果について疑問を感じたわけですが。

ちよつとそこで話をえまして、今回の定額給付金というのは、いわゆる経済政策という点でいえば、よくヘリコプターと呼ばれる政策だなと私は受け止めているんですね。文字どおりヘリコプターからお金をばらまくという意味で究極のデフレ対策というふうに言われたりもするんですけれども、じゃ、今回こういった政策を打ち出されたということでいえば、足下あるいは先行きの経済ということで、そういうヘリコプターマネー政策を実施せざるを得ないようなデフレ局面に直面しているという認識でよろしいのでしょうか。内閣府の方にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(湯元健治君) お答えいたします。物価の動向を総合的に見ますと、持続的に物価が下落するという意味でのデフレ状況にはないと考えております。

消費者物価指数の基調を見ますと、前年比では食料品価格等の上昇によりましてプラスとなつておるということで、しばらくはこのような状態が続くというふうに見ております。しかしながら、景気が弱まっているところから需給ギャップの改善あるいは賃金コストの上昇などに足踏みが見られるということで、物価の押し上げ圧力は高まつていないというふうに考えております。

それから、足下の物価関連指標は上昇しているものもあれば足踏みとなつているものもございまして、ここに点については今後の動向に注意してまいりたいというふうに考えております。

○川崎稔君 今の内閣府の認識に日銀の方でも同じ認識だと理解してよろしいでしょうか。

○参考人(山口廣秀君) 私どもの方も物価については、この間、展望レポートで二〇一〇年度まで見通しを出したところでありますけれども、たゞ、物価について特に消費者物価については從来上振れリスクがあるというように私どもずっと述べてきたわけでありますけれども、状況的にはやはりそうした上振れリスクというものがむしろ小

さくなつていると、このような認識にあるということがあります。

○川崎稔君 政府・与党の生活対策の基本的視点で、今回の対策の意義というのが、単なる一過性の需要創出でなくして、自律的な内需拡大による確実な経済成長を実現するために経済の体質を転換し、日本経済の底力を發揮させることにあると。

そうした視点から見ますと、この生活支援定額給付金、単年度限りの措置でありまして、まさに一過性の需要創出ではないかと見ざるを得ないんですけれども、これが自律的な内需拡大の呼び水となり得るのかどうか、内閣府の見解を伺いたいと存じます。

○副大臣(宮澤洋一君) 総理のお話は、日本経済が全治三年という前提の下で自律的な内需拡大によるいわゆる確実な経済成長につなげる必要がありますと、こういうことをおっしゃっているわけでございます。

今回のこの給付金については、まさにその全治三年という中で、やはり生活者の当面の不安心理を取り除くことが非常に大事で、これが景気の下支えになるということを考えて実施することにしたわけでござりますし、また、それに加えて、御承知のとおり、住宅ローン減税など内需拡大のいろんな柱を用意した生活対策ということで、全体として内需拡大、自律的な内需拡大による確実な経済成長につなげると、こういう方針の下に作成させていただきました。

○川崎稔君 個人消費という点でちよつと確認をいたしました。この間、展望レポートで二〇一〇年度までの見通しを出したところでありますけれども、たゞ、物価について特に消費者物価については從来上振れリスクがあるというように私どもずっと述べてきたわけでありますけれども、状況的にはやはりそうした上振れリスクというものがむしろ小

い可能性が高いという見解を示しておられます。そういう個人消費の先行きの見通しの中で、果たして景気対策、経済対策としてのほとんど効果が期待できないこの生活支援定額給付金、この整合性というのはどう考えればいいのかなどというふうに思つんですが、内閣府の方、いかがでしようか。

○副大臣(宮澤洋一君) やはり三年間で何とか経済を回復させるということが非常に大事な私は要素だと思つております。そういう中で物価高等々、また給料が上がらないといったことで、大変生活者の不安というのが増している。そういう中でこういう給付金ということで下支えをしていただきたいと、こういう意識でござります。

○川崎稔君 そこで、大臣にお伺いをしたいんですけど、大臣委員からも指摘がありましたけれども、給付対象として所得制限の議論が行われております。全世帯かと言われたかと思うと所得制限を行なうということで、非常にぶれ過ぎだなと私も見てゐるんですが、昨日、総理の発言を見てみますと、例えば、高額所得者、自発的辞退を促すという方式が示されているわけですね。そこで、総理は、これは本人の意識の問題、五千万円もらっても高額所得者じゃないといふ人もいれば、五百万円もらつても給付金は要らないといふ人もいらっしゃる、そういう御発言とか、私は要らないといふ方がいらっしゃつたってそれはそれで結構だし、それは本人の自覚なり認識の問題とおつしやつておられるわけですね。

政府が国民の自覚を求める制度というのは、これは非常に違和感を覚えるんですけども、大臣は、この所得制限、自発的な辞退というこの方式についてはいかがお考えでしょうね。

○国務大臣(中川昭一君) 先ほどもお答え申し上げましたように、二兆円という限度の中での、少しでも困つておられる方に多く差し上げたいというの私の正直な気持ちでござります。

ただ、緊急性、それから事務手続の煩雑性等々を考えたときに、そういういろんな考え方があつたときには、あのガソリン税の暫定税率廃止という

て、総理が昨日、そういうふうな観点からもいろいろお考えになつた上でお話をされたのではないであります。

○川崎稔君 済みません、大臣の答弁がこの今の自發的な辞退という方式についていま一つはつきりされないなどという印象もあるんですが。

一方で、その財源ですね、これが今回の生活対策という中では、財政投融資特別会計の余剰金といふのは、埋蔵金ではないかということで、我が党の衆参の委員方からも度々この点については指摘をさせていただいているわけであります。が、当時、額賀大臣は、埋蔵金というものは、金利変動準備金としてござります。この積立金について、いわゆる埋蔵金ではないかということで、我が党の衆参の委員方からも度々この点については指摘をさせていただいているわけであります。が、当時、額賀大臣は、埋蔵金というものは、金利変動準備金としてござるときには、金利リスクに対応するための積立金だということで、その活用余地について、赤字国債の繰上げ返済に充てるのみ許容していたというふうに私は認識しているんです。が、今回、この生活対策の財源としてこの金利変動準備金を使うと、充てると総理は表明されたわけですね。非常に御都合主義といふふうに映るんですが、この点についてはいかがでしようか。

○副大臣(平田耕一君) お答え申し上げますが、今回の対策は緊急の備えを万全にするという観点でございまして、生活支援、定額給付金などの一時的に必要となる政策を盛り込んでおりますので、他方、財政規律維持のためには極力赤字国債に依存しないという建前でありますし、当面の緊急的な対応としまして、一時的、特例的に財投特会のこの金利変動準備金の活用を行うこととしておるわけであります。が、この所得制限、自発的な辞退というこの方式についてはいかがお考えでしょうね。

○国務大臣(中川昭一君) 先ほどもお答え申し上げましたように、二兆円という限度の中での、少しでも困つておられる方に多く差し上げたいというの私の正直な気持ちでござります。

あこだつたら何でも一時的だと言つてすべて逃げられるわけですから、少なくとも、私ども民主党が、例えば道路特定財源の問題で議論して

ことを主張して、その財源としてこういったものと充てることを主張させていただいたいた際には、非常にその点について政府・与党の方から批判があつたということを記憶しております。そういう意味では本当に私としては御都合主義的なと言わざるを得ないんですが。

今、副大臣の方が、まさに緊急の備えを万全にするためだとおっしゃいましたよね。そこで、大臣にお伺いしたいんですが、今回の生活対策、これに係る第二次補正予算、まさに緊急の備えだということであれば非常に急がなければいけないと思つうですが、提出の時期についてはいかがお考えでしょうか。

○國務大臣(中川昭一君)まさに緊急だと思います。ただ、事務作業も大変複雑でございまして、これは総理の方でもいろいろ御判断があるわけでございまして、少なくとも私の立場からは、作業が非常に複雑だということだけは御理解いただきたいと思います。

○川崎稔君 予算を組むというのは非常に複雑な作業だということは十分こちらも承知しておりますが、言い方を変えますと、どの程度取りまとめに時間を要するを見ておられるのか、いつなら可能なのか、重ねてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) できるだけ早くやりたいと思っております。

○川崎稔君 総理は、十月三十日の会見でこの生活対策というのを発表された際、ポイントはスピードだと、迅速にという意味ですということを会見でおっしゃっている。

実際に政策を詰めていく過程で随分調整に時間が掛かっているなどという印象を受けるわけですが、まさに予算に、予算組むまでにまだ至つていいろんな形での経済政策というのがあり得るわけないのか、あるいは今進めておられるのか分かりませんが、まさにこれこそ政治空白ではないでしようか。

○國務大臣(中川昭一君) 生活対策というのは、予算の面もござりますし、金融担当大臣として言

えばいろいろな金融対策もござりますし、また中企業が年末に向けて非常に期待というか希望されております特別保証あるいは貸付け等もござりますので、やれるものからやれというのが総理の指示でございます。

予算については、これは非常に作業が複雑でござりますけれども、今鋭意作業を進めているところでございます。

○川崎稔君 今大臣の御発言にありました、まさに年末を控えて例えば中小企業の方がお困りだといふお話をあれば、まさにこの臨時国会会期中に第二次補正を提出しなければいけないという話になるわけですから、そのおつもりがあるのかどうか、いかがでしょうか。

○國務大臣(中川昭一君) 国会の御日程は国会の方でお決めいたくわけでありますけれども、でござるだけ早くやりたいと思つております。

○川崎稔君 時間が非常に少なくなつてきているので、この生活対策、とりわけこの単年度限りの定額給付金、所期の政策効果をもし達成できなかつた場合と、いうふうな仮定の話になると非常に質問としてもお聞きしにくいくらいですが、来年度のスタンスとして、大臣は、こういつた場合、あるいは経済情勢が非常に厳しいという状況が続くと

ですので、お聞きしたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) 積極財政のちょっとと意味をもう少し具体的に教えていただきたいと思います。

○川崎稔君 少なくとも、例えば今回の単年度限りの生活支援定額給付金、これが単年度限りであれば、じや次はどうするんだという話にもなつてきます。

○國務大臣(中川昭一君) 積極財政のちょっとと意味をもう少し具体的に教えていただきたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) とにかく、今御指摘が

何回もありましたように、これを、いろんな対策を盛り込んでおりますので、やれるものからどんどんやつていくということが我々の緊急の課題だ

というふうに考えております。

○川崎稔君 時間がちょっとと非常に残り少ないん

で、財政と併せて金融の方についても、副総裁の方に一言お伺いをしたいと思います。

先般、十月三十一日に利下げをされたわけです

が、その今回の利下げ無担保コール・オーバー

ナイト物、誘導目標を〇・二%引き下げる。こ

の利下げの考え方についてお伺いをしたいと思つております。

特に、ちょっとと事前にこの点については通告していなかつたんですが、十月は八日に欧米で協調利下げというのをやつております。そのときには

協調利下げ、そのタイミングではさすがに十月の三十一日になさつたといつた点も踏まえてお答えいただければというふうに思つております。

○参考人(山口廣秀君) お答えします。

まず、先生の御質問、二つに分けてお答えした方がいいかと思います。

まず一点目の方と、利下げの趣旨と

いうことでお答えします。

これは先ほど来申し上げたとおりであります。

方がいいかと思います。

まず一点目の方と、利下げの趣旨と

いうことでお答えします。

これは先ほど来申し上げてきたとおりであります。

方がいいかと思います。

あると、このような判断に立つたということあります。

それからもう一点は、十月八日に欧米各国、協調利下げ、協調的な利下げをやつたわけあります。ですが、日銀はその後何らかの変化が結局あつたのかと、こういうことだらうと思います。

御承知のとおり、その後も国際的な金融資本市場の状況というのはかなり緊張感に満ちたものになつてまいりました。その影響というのは日本の金融市場にもかなり出てきているということでありましたし、そういう中で日本経済につきましては、設備投資については弱めの指標が続く、それから輸出についても頭打ちの感じがはつきりと出てくると、こういつたようなデータの蓄積もあつたわけでございます。

日本銀行としては、そういうデータの蓄積、それから私どもの日本経済を取り巻く環境、これらを併せ考えて金利を引き下げ、かつ先ほど申し上げたような調節機能の強化を図つておく、これが適当なのではないかというふうな判断に立つたといふことでございます。

もちろん、あわせて、私どもとしては、金融調節面での対応力を強化するというような観点も踏まえまして、補完当座預金制度というのも導入したことなどでござります。

○水戸将史君 民主党・新緑風会・国民新・日本の水戸将史でございます。

順次御質問をさせていただきますが、まず、今

日初めての御質問ということで、中川大臣の人となり、御見識、また方向性等々、これから長い付き合いになるかどうかは別といたしましても、私自身もうががい知りたい気持ちでいっぱいござりますので、是非忌憚のないところをお述べいただきたいと思つております。

大臣、一つ、先ほどもお伺いしましたけれども、この二〇一一年度のプライマリーバランスについて、閣議決定をされまして、大臣自らは基本的にどういう話をされておりますが、もう一度御確認の意味で御見識を聞いてみたいんですが、この目標達成についてどのようないくつかの認識を持っていらっしゃるのか、また今のペースでやっていくならばこれは達成できると考えていらっしゃるのか、それをお答えいただきたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) 今、経済が非常に厳しくなっていますが、景気を良くして、そして人々があるいは経済が元気になつていくことによって二〇一一年に黒字化するという方向に向けて努力していくというのが麻生内閣の方針でござります。

○水戸将史君 内閣の基本的な方針は分かるんですけども、大臣のお考えとして、当然、大臣によつて二〇一一年に黒字化するという方向に向けて努力していくというのが麻生内閣の方針でござります。

○水戸将史君 大臣に就任になられた後のこの十月十六日ですか、それ以降の記者会見でもしばしば大臣の御発言で、赤字国債を絶対出さないと言つてゐるわけではない、赤字国債の発行を容認したとも受け取れる発言とか、いわゆる財政再建の原則は守らないといけないけれども、国民の暮らしや仕事に役立つという目的を達成するのが今回の大目標だと、いわゆるこの経済対策についての目標達成の意義をここでもお述べになつてゐるわけであります、いわゆるこの御著書どおりに、この書かれた本どおりに財政出動に積極的な姿勢を打ち出しているといつてもいいのではないかと思つてますが、今後やはり経済対策に赤字国債の増発ということも織り交ぜて、これも視野に入れてやつていくおつもりなのかどうかということがお聞かせいただきたいと思いますが。

日初めての御質問ということで、中川大臣の人となり、御見識、また方向性等々、これから長い付き合いになるかどうかは別といたしましても、私自身もうかがい知りたいたい気持ちでいっぱいござりますので是非忌憚のないところをお述べいただきたいと思つております。

それでは、早速御質問に入りますが、先ほども辻委員、そして川崎委員からもお話をございました。大臣も率直にお答えになつておりますけれども、まずお考えとして、これを端的にお示しするのは、またかと言われるかもしれませんけれども、大臣が直近に大臣になられる前にお書きになられた緊急提言、「改革のための改革」を止めよ」という十三の政策という形で寄稿されております。これを拝読して、私も感銘を受けた部分がたくさんあります。なぜならば、民主党が以前から申し上げていた政策もかなりちりばめていただけ、非常に政策的な違いがないのではないかといふ、民主党の考え方と非常に合致するんじやないかということを感じざるを得ないところがたくさんありました。

○國務大臣(中川昭一君) 一時的には出費をする、今回の緊急経済対策第一次のときのように出費をする、そして経済を良くする、それによつて税収も伸びる、あるいは改革もできるという趣旨

なる前となつた後ではお立場が違うという話もありますけれども、やはり一国政をあずかる立場でありますし、そういう形で国民党から選ばれたというお立場でありますですから、やはりそこら辺は真摯にお答えいただきたいんですけども、その中でこの緊急提言を拝読いたしましても、事態が良くならない。損して得取れというのも国民財政には必要なんだということをここで御指摘をされ、またお述べになつてあるわけでありますのが、もつと分かりやすくおつしやつていただきたいんですが、この損して得取れというこの表現なんですが、何が損で何が得かということをちょっと私にも分かりやすくお話を聞いていただきたいですけれども、よろしくお願ひいたします。

○國務大臣(中川昭一君) 第一次の補正の御審議の政府案でも赤字国債は出さないということで成り立をさせていただきましたし、今回のいわゆる生活対策、今詰めておりますけれども、これも基本的には赤字国債を出さないという前提でやらせていただきたいと思つております。

○水戸将史君 この十三の緊急提言の中の一つに、御案内のとおり、定率減税の復元というか、これをもう一度導入したらしいかというようなことも緊急提言の大きな項目の一つとしてこれを挙げられておりますよね。その中で、物価上昇と購買力の低下が鮮明となれば、定率減税を復活させる形で所得税減税を進める、進めるべきであると、こうお述べになつて いるんです。

先ほど日銀の御報告もありましたとおり、十月に出した経済・物価情勢の展望によれば、消費者物価は、今年、二〇〇八年七月から八月の二か月間、前期に比べて二・四%上昇しております。これはもう十五年以上前の一九九二年六月以来の六年ぶりに高い上昇率もあるんですね。年度平

いかと私は思っています。大臣も、これに関して、その御見識と、そしてこういう状況が来れば特別減税を行うべきであると大臣はおっしゃつてゐるんですけど、その御発言に間違いはございませんか。

○國務大臣(中川昭一君) たしかその論文を六月に書きましたけれども、七月三日発売だったと思いますが、私はやっぱり所得を増やすという意味で減税が必要だというふうに考えておりました。その際、私は定率減税ということを提案をしたわけでございます。それをやるとちょうど二・六兆円分の減税効果があるということで、以前にやつていた数字とたまたまというか合うわけでござりますけれども、そういう考え方で書いたことは事実でございます。

○水戸将史君 私がお聞きしているのは、いわゆるそういう状況であるのではないかと、今の現況、これからこの一年間を俯瞰した場合に、どういう状況になるかということを予測されてこういう形で書いていらっしゃると思うんですが、今現状はどう認識されているんですか。

れば、消費者物価上昇率は一%台半ばになるのでないかともう既に予想されているんです。

〔委員長退席、理事円より子君着席〕

一方、労働者の実質賃金は減少しておりますまして、これは厚生労働省の毎月労働統計調査では、実質賃金指数は、本年七月以来、前年比マイナス、特に六月がマイナス一・四%、七月がマイナスが二・四%、八月がマイナス一・八%、九月はマイナス一・五%、ずっとマイナス続きなんですね。

こういうような数値データから我々自身が予測をすれば、これは分かるところは、計り知ることができるることは、やはり大臣が緊急提言の中で御指摘されている物価上昇率一%で被雇用者の実質購買力は二・六兆円落ちるという、これは大臣自らが試算されているわけでありますが、以上の経済条件があると、現段階、これからこの一年間を見てそういう状況にあると言つても過言ではないかともう既に予想されているんです。

いかと私は思っています。大臣も、これに関して、その御見識と、そしてこういう状況が来れば特別減税を行うべきであると大臣はおっしゃつてゐるんですけど、その御発言に間違いはございませんか。

○國務大臣(中川昭一君) たしかその論文を六月に書きましたけれども、七月三日発売だったと思いますが、私はやっぱり所得を増やすという意味で減税が必要だというふうに考えておりました。その際、私は定率減税ということを提案をしたわけでございます。それをやるとちょうど二・六兆円分の減税効果があるということで、以前にやつていた数字とたまたまというか合うわけでござりますけれども、そういう考え方で書いたことは事実でございます。

○水戸将史君 私がお聞きしているのは、いわゆるそういう状況であるのではないかと、今の現況、これからこの一年間を俯瞰した場合に、どういう状況になるかということを予測されてこういう形で書いていらっしゃると思うんですが、今現状はどう認識されているんですか。

○國務大臣(中川昭一君) 私は、書いたときは、まさかこういう立場になるとはゆめゆめ思つておりませんでした。私自身がとにかく人、物、お金などをどうやって動かして日本を元気にするかということで、ない知恵をいろいろ絞つた上の一つの判断でございました。言うまでもなく、減税をやることにしても、定率減税、定額減税、いろんなやり方があつて、それぞれ一長一短があつて、八月の二十九日の政府・与党の決定の中では定額減税といふことに決定をしたわけでございます。

○水戸将史君 じゃ一つ、ちょっと視点を変えてしまつて。それでは、定額減税と定率減税、これは別にういうことを織り込んでというか、それを視野に入れてやっていくべきと考えるんですけども、どうでしょうか。

か。
二者択一ではございませんけれども、どちらが経済的な効果があると大臣自身は思われています

○國務大臣(中川昭一君) それは一長一短、あるいは緊急性の問題等々、いろいろな状況の中でいろんな手法があるんだろうというふうに思います。

とを考えれば、先ほども単発的な一時的な緊急的な措置であるという話がございました。あくまでこれは一時的、単発的でありますし、定率減税の方は恒久的な措置でありますんで、これはある意味、定率減税の方が経済波及効果は大きいと言つても過言ではないと思いますが、どうでしよう。

○國務大臣(中川昭一君) それはいろいろな状況に、もちろん定額減税というのは今やろうとしていることは緊急。単年度限りということことでござりますが、定率減税を仮に単発的にやる場合であつてもそれはどちらが景気に対して刺激的かということについてはその時々の状況で変わつてくるんだろうというふうに思います。

○水戸将史君 先ほども、またこれ何度も大臣の

御答弁で、本会議でもそうだったんですね。違つからとて、まさかこれを書いたときに大臣にならなかんないんですかね。やつぱり大臣というのは非常に発言権、自分がこれをやりたいというものを自分なりに、もちろんいろんな制約があるかもしれませんけれども、やはりそういう形で自分の思った政策を自らこれを発信して、それである意味いろんな方々に協力を得ながら進めていくという立場じゃないのかなと思うんで、何か大臣になつちやつたら急に萎縮しちゃつて、思つたことも言つたこともできないというのは本末転倒だと思つんですけれども、これに關してはどうでしよう。

○國務大臣(中川昭一君)さつきも申し上げたように、六月段階でこれを発表、七月三日号で発表して、その後、党の中いろいろな議論があつて、自民党の意思決定機関である総務会、私も当時総務のメンバーでございましたけれども、そのでの議論の結果、総務会としてこれを了承したわけでありますから、私としてもこの定額減税といふことで最終的には党の決定に参画をしたわけでございます。

○水戸将史君 大臣のお立場なら、私は、まあ私は余りなつたことはないので偉そうなことは言えませんけれども、やつぱり自ら信するところ、これは実直にやつていていただければ、より一層政治に対する国民の信頼も高まるのかなと思っております。大臣になれば、これは中川大臣のこと申し上げるわけではありませんけれども、これは道路特定財源の話もそうだつたんですね。結局、国土交通省の所管に議員がなつてしまえば、どうしても道路特定、暫定税率の話も何か、なる前となつた後では結局これは自分の言つていることやつてることとは違うということで、しばさきの通常国会でも我々自身の追及に対してもどもどろの答弁をされていた与党議員が多くい

御答弁で、本会議でもうだつたんですけれども、いわゆる大臣になる前となつた後では立場が違つからと、まさかこれを書いたときに大臣になると思っていなかつたという、そういうよくな口上をお述べになるんですけれども、私は大臣になつたことはないんで分からぬんですけども、やはり大臣というのは非常に発言権、自分がこれをやりたいというものを自分なりに、もちろんいろんな制約があるかもしれませんけれども、やはりそういう形で自分の思った政策を自らこれを発信して、それである意味いろいろな方々に協力を得ながら進めていくというお立場じゃないのかなと思うんで、何か大臣になつちやつたら急に萎縮しちゃつて、思つたことも言つたことでもきないといふのは本末転倒だと思うんですけれども、これに關してはどうでしよう。

○國務大臣(中川昭一君) さつきも申し上げたように、六月段階でこれを発表、七月三日号で発表して、その後、党の中でいろいろな議論があつて、自民党の意思決定機関である総務会、私も當時総務のメンバーでございましたけれども、そこでの議論の結果、総務会としてこれを了承したわけありますから、私としてもこの定額減税といふことで最終的には党的決定に参画をしたわけで

たような気がいたします。
ですから、私は、願わくば中川大臣は毅然とした態度で自分の思ったことをやり遂げるまで強い意志を持つて頑張つて、定率減税は私、決してすべてを手放しで喜んでいるわけではありませんけれども、やはりこの十三の政策の中で非常にいい部分もある。もちろん、民主党が主張しているような年金の問題も、それからまさしく物から人の投資なんていうのは我がキヤッチフレーズでありますんで、そういうものを大臣が引用されるわけでありますから、是非そういうことを含めておのが信ずる道を進んでいただきたいということを御激励を申し上げさせていただきたいと思つております。

それで、非常にこれからますます世の中が社会的な不安が増幅していくのかなという一つのものとして法人税収ですね、四月から九月のこの半年間、上期といふんですか、四〇・九%前年同月比で減収となつてゐるということをございまして、大体このままのペースで行くならば本年度は法人税収は五兆円ぐらい減つてしまふんじやないかと。いうようなことも今想起されているわけでありますけれども、これについては御認識はいかがですか、大臣。

○國務大臣(中川昭一君) 御指摘のように、ちょっと具体的な数字は今手元にございませんが、御指摘のように既に法人税収、当初の見積りよりも低くなつてゐるわけでございまして、これについては今後の状況を注意深く見ていかなければいけないというふうに思います。

○水戸将史君 注意深く見ていただいて適宜適切な対応をしていただきたいと。しかし、税収が減るということに関しての適宜適切な対応といふのは、短絡的に言えばこれは国債の発行しかないと。いうことになりますので、先ほど私が口を酸っぱくして申し上げておりますけれども、プライマリーバランスはどうなるのかなということのバランスを、これとのいわゆる調整ですよね、それを視野に入れてやっていかなきやならないと。まし

たような気がいたします。
ですから、私は、願わくば中川大臣は毅然とした態度で自分の思ったことをやり遂げるまで強い意志を持つて頑張つて、定率減税は私、決してすべてを手放しで喜んでいるわけではありませんけれども、やはりこの十三の政策の中で非常にいい部分もある。もちろん、民主党が主張しているような年金の問題も、それからまさしく物から人への投資なんていうのは我がキヤッチフレーズでありますんで、そういうものを大臣が引用されていまするわけでありますから、是非そういうことを含めておのが信ずる道を進んでいただきたいということを御激励を申し上げさせていただきたいと思つております。

それで、非常にこれからますます世の中が社会的な不安が増幅してくるのかなどという一つのものとして法人税収ですね、四月から九月のこの半年間、上期といふんですか、四〇・九%前年同月比で減収となつているということでございまして、大体このままのペースで行くならば本年度は法人税収は五兆円ぐらい減つてしまふんじやないかとすけれども、これについては御認識はいかがですか、大臣。

も、あのようななばらまきと言われても仕方ないようなそういう政策もこれから断行しようとしているわけでありますんで、ますます財政的に窮屈になつてくるのかなということはだれが見てもこれは明らかではないかと思つておりますんで、それまず御指摘をさせていただきたいと思います。

それで、実際にこの給付金というものに対して何点か御質問をさせていただきたいんですが、先ほども川崎委員から何点かの質問をさせていただいておりますが、この前段階といふんですか、平成十年の段階のことをもう一回振り返つてみると、やはり地域振興券というものがありますね。七千億円規模で、これは公明党さんの御発案で、その当時野党でありますけれども、公明党さんの御発案で自民党がそれを採用したという経過がございました。実際にこれに回つた、先ほど御答弁でもございましたけれども約二千億円、大体三分の一弱ぐらいの程度でございまして、GDPの押し上げ効果は〇・一から〇・二%程度であるというお話がございました。

大臣、この地域振興券を振り返つていただきて、このいわゆる政策効果、経済効果が〇・一%から〇・二%にとどまつたと言つてもいいかと、これについての本当に効果があつたかどうかという御本人の御認識はいかがでしようか。

○國務大臣(中川昭一君) これは日本で行いました地域振興券、これはGDPの〇・一%しか効果がなかつたのか、あるいは大変冷え込んでいた中で五千億円規模のGDP押し上げ効果があつたのか、これは簡単にゼロか一〇〇かで言えることではないのかなと思います。

アメリカが今年の初めにやつた戻し税についても、やはり貯蓄に回つたりあるいはまた借金の返済に回つた分が半分以上あるとも言われております。しかし、これだけの急速な物価高で所得が伸びていないという中で、やはりそれは、これを差し上げるということは、私は効果が全くないということではないというふうに認識をしており

ます。

○水戸将史君　だれも効果が全くないとは言つていませんんでして、七千億円掛けただけの値打ちがあつたかとということを、やはりこれは国の台所を預かる者として客観的な評価を加えて、客観的な認識を持つていただかなきやこれ困るというわけなのでございまして、実際これはそのときの経済効果につきまして、いろんなエコノミストや経済評論家、もちろん各界からこれに対する賛否がありました。ほとんど否定的な見解が多かつたんですね。

の中の一つといたしまして、これ代表的なものとして、これは内閣府の経済社会総合研究所というのがあるんですか、このシンクタンクですね、ここでの調査研究員の方々が一定の論文を発表しているんです。このいわゆる地域振興券についての需要の喚起がどの程度であったかということをデータ的にこれは計算しているというか、ある意味予測の数値を超える部分ではないんですけども、しかしこれは非常にその当時を知る一つの手掛かりなんですね。

確かに、これを拝見しておりまして、このエゴノミストたちが言つているんですが、私たちの知る限り人類史上まれに見る特異な試みであると。何か褒めているのか、けなしているのかよく分かりませんけれども、いわゆる人類史上まれに見る特異な試みをしたということを言つてはいるわけですね。

この中で、確かにこの地域振興券をお配りした三月、年替わりから随時市町村レベルでこれ発行していくんだすけれども、一番いわゆる消費の方に使われたと、二万円の券を配付して実際にこれが使われたというのは大体三月から六月が一番多かつたらしいんですね。このときは確かに一定の需要を、消費を喚起したと、それにつながつていると言つてはいるんですね。しかし、それからが問題なんですね。

に使ってと買うわけです。そして、ある程度これ

期限も限定されていたんでしよう。いざ使つてしまつた後なんですが、これ六月以降なんですかれども、このいわゆる主任研究員たちの調査結果によりますと、五月まで良かった、しかし六月以降逆に、逆にですよ、逆に消費にマイナス効果を与えた可能性が読み取れるということを言つてゐるんですね。

つまり、一時的に買ったものに関して、やはり不要なものを買つてしまつた人もいるでしよう。もらったからと喜んで勇み足で買つちゃつたとい

う人もいるかもしれませんし、つまり先買いでちやつたわけですね。だから結局、今必要ないものの先買いしちやつているのですから、実際それは使わないでストックしておくわけですね、家の中のどこかに。結局、その後の消費というものは、実際にそのときに買えればいいものを先に買っているものですから買わなくてもいいということで、消費者マインドにとつてもそういうことになるわけでありまして、この調査結果でいくと、二万円の商品券はわずか二千円程度、つまり一割程

度にとどまつたと、その消費を喚起したことについてですね。

つまり、七千億円規模でばらまいたこの税金が、その中において〇・一、要するに一割の、一〇%程度しか消費に回らなかつたんじやないかと。実際に純増したのは一〇%程度でとどまつたんじやないかという、そういうような見解を述べているんですね。だからこそ特異まれな、世にもまれな政策だというふうにやゆしている部分もあるんですねけれども、こういうような調査結果につきまして大臣はどういう御認識をお持ちになりますか。

買つちやつたのか、個々にはハロハロあるとは思

いますけれども、しかしこれだけ経済が悪い、暮らしに対するプレッシャーがあるという中で、やはり私は、やることによってどの程度の効果があるかというのは、これはなかなか評価の分かれれるところかもしれませんけれども、有効に使っていただけるものというふうに期待をしております。

○水戸将史君 大臣が幾ら期待しても期待どおりにならないことはいっぱいありますので、それは期待外れで済まされないんですね、これはお金ですから、そもそも税金なんありますから。それ

をしっかりと御認識をされていると思いますけれども、いま一度再認識をしていただきたい。私も地域振興券について否定的であります、当然。しかし、どこかにはこれをある程度評価している論文もあるんじやないかといろいろ探してみました。ありました、実際に。

その中の論文を拝見すると、何かをやっているという主張と政策を実行するスピードが大事なんですね。まさに今大臣が言つているような話なんですね。それを評価する声ですよ。その当時を、

この地域振興券につきましてもそれを評価する声では、やっぱりスピード感、何かをやっているという主張、いわゆる一般的の減税と比べて、そういうものを持まなければ本人にとつては得をしたという気分にならせてると、それが消費者マインドにつながつていて何が需要を喚起するんじやないかというようなことも含めて、やっぱりスピード感が大切なんですと言つております。そして、これは心理的に非常に効果があるという言い方なんですね。

さらに、この論文を見れば、ばらまきでも必要な場合があるんだと言つているんですね。ばらまさでもいいんじゃないかと。それから、もつと言えば、今は地域振興券のような場当たり的なものかがまず求められていくんですよ。非常に、やらないよりやつた方がいい。先ほどの大臣の答弁もないよりやつた方がいいというようなニュアンスに聞こえるんであります。この論

文を見るに、某党之枝釋するに、アリス・ミット、の如き

大臣、こういう形で、今言つたようにやらないよりやつた方がいいだろう、確かにそれは、やらないよりはやつた方がいいということはだれもがそれはそうだらうと言ふでしようし、ばらまきでも必要なんだということと、それから場当たり的でも今は構わないんだというような、これ地域振興券のときですよ、というような論文があります。これにつけて、どう思ひますか。

○國務大臣(中川昭一君) ばらまきでも、あるいはやらないよりもやつた方がいいとか、そういうつもりでやっているわけじやなくて、厳しい財政状況の中で、少しでも家計、個人の消費に役立てていただきたいということできりぎりの財政状況の中でやって、そして効果が出るようには有効に使つていただきたいというふうに思つております。

○水戸将史君 ざりざりじやないんです。もう財政状況はぎりぎりといふ、そういう悠長なもの

じやないんですね。まして先ほど言つたように法人税収の五兆円もしかしたらダウンするんじゃないかという状況の中、ぎりぎりという話じゃないんです。ぎりぎりじやないです、もう。かなりそれ以下、もう以下も以下もいいところぐらいに来ているわけでありまして、是非その認識は、秋遡に説法をもしませんけれども、十分財務大臣として、財務省としてその御認識は是非お持ちいただきたいと思っております。

先ほど委員からも川崎委員からも何点かこの給付金の制度の概要につきましてお話をございました。今回二兆円の定額給付金の経済効果が先ほどの〇・一五から〇・二%、余りあの地域振興券と変わらないじやないかというお話をありましたけれども、いわゆる、大臣自らも地域振興券レベルのそのような波及効果、経済効果があればいいと思つていらっしゃいますか。

いては今回はそういう議論はしたことはございません。

○水戸将史君 僕が言いたいのは、要するに、その〇・一%、二兆円規模の、いわゆる前回七千億円、今回二兆円、まあ約三倍規模のものをやろうとしているわけがありますが、その中で、つまり同じような〇・一から〇・二、まあ〇・一五から〇・二と言われているんですけれども、大体似たような経済波及効果があると、まあ効果にとどま消費を喚起する効果であると、需要を喚起する、需要を喚起する、うんですけれども、要するに、大ぶろしきを広げて全般的にこれだけの効果があると、その細部に

お戸将史君 そのやり方はいろいろとあると思うんですけれども、要するに、大ぶろしきを広げて全体的にこれだけの効果があると、その細部に

お戸将史君 うんですけれども、要するに、大ぶろしきを広げて全体的にこれだけの効果があると、その細部に

への繰入れができるという法律を作ることでございます。

○水戸将史君 はい、分かりました。

この法改正ですけれども、一体いつまで準備をされるおつもりですか。

○政府参考人(佐々木豊成君) 先ほど財源の取り崩しの話ございましたけれども、今生活対策につきましての予算措置が必要であるものにつきましては、その内容を詰めるという作業を今後行つては、そのまま決めて、それも含めまして、法案につきましても、いつ提出するかとか作るという点につきましては決まっていないものと考えております。

○水戸将史君 もう一度、聞き逃した部分がありまして、もう一回お答えいただきたいんですが、金額の規模は、まだこの二兆円部分は、このいわゆる定額給付金は、これはその中ですべてこのいわゆる取り崩しの中に、まあお金は色があるわけじゃありませんからあれですけれども、しかし基本的なスタンスとしては、二兆円規模のものはこの取り崩しの中すべて含めて、あとは全体像はまだはつきりしないということですか。どの程度か、もう一回お答えください。

○政府参考人(佐々木豊成君) 生活対策にかかる予算措置の財源全体につきまして必要額、それからどの財源をどのように用いるかという全体につきましては現在検討が行われているものと承知しております。

○水戸将史君 ですから、まだ決まっていないということでいいんですね。そういうふうに答えていただければ。分かりました。まあそれは適時適切なときに出て来るという話で、これから国会の流れというものを我々も注視をしていかなければならぬと思っておりますが。それで、これ三日ぐらい前の朝刊に、この基礎年金ですが、来年四月、二〇〇九年というの年金改正の時期であります。この

段階までに国庫負担を二分の一に引き上げるとい

うのが今までの既定路線でありましたが、これは死守するおつもりですか。大臣、どうでしようか。この考え方はどうでしょうか、大臣の見解を

お伺いします。

○副大臣(平田耕一君) 報道は、年金財源の一・三兆円というやつでございますね。

○水戸将史君 そうです。

○副大臣(平田耕一君) 先ほど来、大臣申し上げておりますけれども、基礎年金国庫負担の二分の一への引上げは鋭意検討を行い、実現に向かっておるというところでありますけれども、安定財源の在り方も含めまして、年末までに結論を出すところでございまして、報道は承知しておりますけれども、政府としてはそういうような調整に入つておりますので、ここでお答えをさせていただ

くわけにはいかないと。○水戸将史君 ごめんなさい、それは後の話なんですね。それは。

私が言いたいのは触りの部分で、二分の一に引き上げるというのは、これはもうある程度世の中の大半というか、そういう方向なんだなどということは国民党の方々も認識している部分はあるんですけど、二〇〇九年までの間に五年間掛けて、今度改正是ですね、そのときに今までの三分の一の国庫負担を二分の一に引き上げると、二分の一に持つていくと、要するに二分の一ですよというのが今までの既定路線だったと思つんすけれども、これは死守していくんですかという話です。これは必ずやるんだという既定路線には変わりはないんですか、今どういうお考えですかということ。

○副大臣(平田耕一君) それも含めてのお答えを申し上げましたように、全体の財源という点で年末までに中期プログラムを策定するべくトータルでやつておるところでありまして、報道は承知しておりますけれども、政府としてそういう検討、対応をしておりませんので、調整に入つております。

○水戸将史君 つまり、前回の二〇〇三年から今まで、来年に至る五年間ですね。結局非常に三點を増税をする、いわゆる廃止をして上がった収入と、実際にこれに対して今まで四年間、まあ三年間です、今年入れて四年間なんですが、実際年にどの程度この基礎的年金の引上げに充当してきましたかをお答えください。

○政府参考人(眞砂靖君) 三點と申しますが、一つは年金課税の適正化でございます。これは十六年度税制改正で行つたところでございまして、それにつきましては全額基礎年金の国庫負担割合の引上げに充てたところでございます。

○水戸将史君 つまづいて、十七年度から十九年度にかけて増収としては、十七年度から十九年度にかけて

打ち出しております。実際にそういうことをやつてある部分が散見されます。やつてある部分がいかは、それが満足いけるかどうかは別といたしましても、つまり、今までの中で何をやつてきたかというと、この四年間ですか、過去振り返つて

いうことを信じていいくんですね。

先ほど若干おっしゃつたんで言いづらくなつちやつたんすけれども、いわゆるこれを、二・三兆円足りないんだという形で、これから中

川大臣が復活をするかどうかと思われるこの定率減税の廃止なんですね。これを三点セットで、同

じやありませんけれども、やつてきました。こ

う、こういう思想でやつてきたという経過がありますが、これについては間違いありませんか。

○政府参考人(眞砂靖君) 今先生御指摘のよう

に、平成十六年度から平成二十年度まで五か年にわたりまして、三分の一に加えまして段階的に引

き上げてきたわけでございます。その際、先生御指摘のような年金課税の適正化、それから定率減税の縮減、廃止というのも税制改正として同時に

並行的に進めてきたということでございます。

○水戸将史君 安定的な財源、多い少ないかと

いう話になつてきますけれども、実際、じゃこの

三點を増税をする、いわゆる廃止をして上がつた

取扱いと、実際にこれに対して今まで四年間、まあ

三年間です、今年入れて四年間なんですが、実際

にどの程度この基礎的年金の引上げに充当してき

たかをお答えください。

○政府参考人(眞砂靖君) 三點と申しますが、一

つは年金課税の適正化でございます。これは十六

年度税制改正で行つたところでございまして、そ

れにつきましては全額基礎年金の国庫負担割合の

引上げに充てたところでございます。

もう一つ、定率減税の縮減、廃止でございますが、これは十七年、十八年の税制改正で行つたと

ころでございます。

四年間やつてきたことといえば、この基礎年金に充當するということを視野に入れてやつてきたこ

とは、公的年金等控除の縮減、老齢者控除の廃止、それから皆さん御案内のとおり、これから中

川大臣が復活をするかどうかと思われるこの定率減税の廃止なんですね。これを三点セットで、同

じやありませんけれども、やつてきました。こ

う、こういう思想でやつてきたという経過がありますが、これについては間違いありませんか。

○政府参考人(眞砂靖君) 今先生御指摘のよう

に、平成十六年度から平成二十年度まで五か年にわたりまして、三分の一に加えまして段階的に引

き上げてきたわけでございます。その際、先生御指摘のよう年金課税の適正化、それから定率減税の縮減、廃止というのも税制改正として同時に

並行的に進めてきたということでございます。

○水戸将史君 安定的な財源、多い少ないかと

いう話になつてきますけれども、実際、じゃこの

三點を増税をする、いわゆる廃止をして上がつた

取扱いと、実際にこれに対して今まで四年間、まあ

三年間です、今年入れて四年間なんですが、実際

にどの程度この基礎的年金の引上げに充当してき

たかをお答えください。

○政府参考人(眞砂靖君) 三點と申しますが、一

つは年金課税の適正化でございます。これは十六

年度税制改正で行つたところでございまして、そ

れにつきましては全額基礎年金の国庫負担割合の

引上げに充てたところでございます。

もう一つ、定率減税の縮減、廃止でございますが、これは十七年、十八年の税制改正で行つたと

ころでございます。

と思いますけれども、それを引きました残余の一・八兆円につきましては、これは本来的には一般財源でござりますので、特定の歳出にリンクするというものではございませんけれども、与党における御議論も踏まえまして、定率減税の廃止、縮減に関連する事項としてこれまで〇・三兆円、年金引上げに充ててきたといふものでございます。

なお、二十年度予算につきましても国庫負担割合の段階的な引上げは行いましたけれども、これにつきましては、新たな増収措置がない中で、与党合意を踏まえまして、更に段階的引上げを行つというふうにしておるところでございます。

○水戸将史君 私が申し上げたいのは、確かにこの定率減税を廃止したのは年金財源に充てるためだけじゃありません。この老齢者控除とか含めて、廃止したものそれだけじゃありませんけれども、しかし、その眼目としてこの年金のいわゆる国庫負担割合を上げていくんだということとも、これを一つのものとして、こういうものを増税してきたんですね。そして、全体的にこれ二・八兆円なんですよ。二・八兆円を超えるぐらいの、この増税額は二・八兆円。しかし、実際に今、年金財源に充当されているのは五千億円ぐらいなんです。大体六分の一弱です。

僕は、ここからが問題なんんですけど、じゃ、なおかつまだ二・三兆円足りないということですね。二・三兆円どうするかということで、さつきの新聞では、取りあえずその積立金を取り崩していこうかと、急場しのぎの、いわゆる二兆円のばらまきと一緒に形でやつていこうというわけで、消費税も三%、これ三年後に上げるかどうかといふ話も、三%じゃない、三年後に上げるかどうかという話も、これも定かではないと。ますます財政的な問題に関して非常に不透明なんですね。だから、こんなことで、その場しのぎ、その場しのぎでやつて本当にいいのかと野党の側でも心配するわけですね、これに関しては、大丈夫かい財務省という気持ちを惹起せざるを得ないんですね。

ですから、もうちょっとちゃんとしたもので作ってもらいたいと思うんですよ。

実際にこういう形でやつていく場合に、今後、これはまだ未確定の部分もありますけれども、いわゆる消費税が上がるかどうか分からない。なおかつ、今言つたように、定率減税のこの二・六兆円分増えた分も、わずか六分の一程度しかここに充当されていないということですね。二・三兆

兆円分の基礎年金のいわゆる財源的な穴をどういう形で埋めていくんだという話なんですね。

この中でもう考えられるのは、いわゆる赤字国债を発行するのか、今言つた一時しのぎの、急場しのぎのこの金利変動準備金を取り崩すのかと、いわゆる無駄遣いを廃止ということですね。ませんけれども、こういうような選択しかなくなりてくるんですけれども、今後の方向性としてどういうことをやつしていくつもりですか、もう一回明確に答えてください。

○副大臣(平田耕一君) 繰り返しの部分が多いわけでも申し訳ないんですが、政府といだしましては、総合的にそれらのことを踏まえまして、国民の安心を確保する観点から、基礎年金の負担引上げ等の所要財源を含めまして、持続可能な社会保障制度の構築等に必要となる安定財源を確保するため、消費税を含む税制抜本改革の姿を含めました中期プログラムを年末までに策定をすべく検討しておるところでございますので、御了承いただきたいと思います。

○水戸将史君 もう時間が来てしまいましたけれども、これからの中でも非常に窮屈なことがあります起きこつくるわけなんですね。そういう中で、余り効果がないと言われているような定額給付の政策提言には大変感銘を受けた者の一人といたしまして、もうできるだけ早く麻生内閣におられてしまして、もうできるだけ早く麻生内閣におられてもリーダーシップを發揮されてそれらを実現していただけるように、まずもつて私からもお願い申し上げる次第でございます。

○國務大臣(中川昭一君) 先ほど言つたように、消費者金利変動準備金はそもそも国債の償還なんですね。国債の償還に充てるのをこちらに充當するわけありますから、本来償還されるべき国債が償還されぬということは、これを裏を返して言えば、国債の発行と同じようなことをしているということにつながつていくわけです。

言えば、国債の発行につながつていくわけです。実際につながつていくわけですね。どちらも、幸いにして、幸いにしてといいまして、苦い経験の反省もございます。教訓もございます。そういう意味で、この世界的な厳しい状況の中できちつとした対応をしていくことができると、こういふうに考えております。

先週はサンパウロでのG20、中央銀行・財務大臣会合がございましたし、今週末はいよいよワシントンで世界の首脳が集まつて、この危機にどう対処したいということを強く申し上げて、私の質問を終わります。最後に、中川大臣のコメントをいただきたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) 御指摘のとおり、財政が非常に厳しいわけですから、また必要な政策もやつていかなければいけないわけではありません。もちろん、無駄は徹底的に省いていかなければなりませんし、特に社会保障関係は長期間にわたります。たつての安定財源の確保ということが大事でござります。日本としても、今申し上げたような形で国際金融情勢をきつと良くしていく、そして個人の皆さんのお暮らしを少しでも良くしていく、そして乗り切つていつたらいいのかという会議が行われます。日本としても、今申し上げたような形で国内の経済をきつと良くしていく、そして個人の皆さんの暮らしを少しでも良くしていく、そしてまた世界に対してもこの厳しい状況の中で日本が貢献できるよう努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○水戸将史君 終わります。

○椎名一保君 委員長のお許しをいただきまして質問をさせていただきます。

午前、午後と民主党の三先生方から、大臣に対しまして大臣御就任前の政策提言について大変評価をいただいて、エールを送つていただきたいように思います。私も大臣を尊敬しておりますし、あの政策提言には大変感銘を受けた者の一人といたしまして、もうできるだけ早く麻生内閣におられてしまして、もうできるだけ早く麻生内閣におられてもリーダーシップを發揮されてそれらを実現していただけるように、まずもつて私からもお願い申し上げる次第でございます。

○國務大臣(中川昭一君) 御指摘のとおりで、欧米は次々と金融の破綻が続いておりますし、またほかの国では一部で取付け等の状況があるわけでありますけれども、日本の金融のシステムそのものは欧米に比べて健全であると、このことを我々としてもきちっと国民の皆様にお伝えをしていかなければならぬと思つております。

他方、経済の状況、とりわけ中小企業あるいは地方がまだ厳しい状況にあるわけでございますから、そういうたところに対しての経済対策というのも同じようにやっていかなければいけないと

いうふうに考えております。

○椎名一保君 比較優位にあるということは改めで認識をさせていただいたところでございます。

この十四、十五ですか、ワシントンの金融サミット、フランスのサルコジさんが、サルコジ大統領がその発案をなされてこういうことにならねたと。まあそういうことだけではないんでしょうけれども、日本の顔が見えないと。国際社会に向けて比較優位だという思いを持つてこれに臨んでいただきたいんですけども、先ほど来から御質問ございましたけれども、改めて、短期的、長期的にどのようなことを発信なされるのか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) まず、先月十日、ワシントンで私が出席して、中央銀行総裁と出席をいたしましたときには、先ほど申し上げた日本の経験あるいは優秀な人材、さらにはIMF等がこれから緊急金融支援をするに当たってのアドバイス、並びに日本としても更なる協力をIMFにする用意があるということをはつきりと申し上げたわけでございます。そして、総理からは、この生活支援の中での国際的な役割というものを一つの項目として発表をいたしまして、例えば国際的なこの今の状況を少しでも改善するために、日本がリーダーシップを取つて、ルールの見直し等々、時価会計の問題あるいはまた格付の問題等々について既に提言を出しているところでございます。

最終的には十四、十五、ワシントンでというところになろうかと思いますけれども、今その会議に向けて鋭意いろんな対策を取るべく政府全体で努力をし、また特使も今アジアを中心に各国回つておりますので、その状況も踏まえた上で対策をきちつとワシントンに持つていけるようにしたいというふうに考えております。

○椎名一保君 地味な国民性というか、国際社会でなかなかそういう表現をすることが不得手な国家、政府ではないかと思っております。しかし、これだけ地力があるんですから、ワシントンを通じて日本国民がこのことを、日本政府、日本の国

力というものをしっかりと認識できるように頑張つていただきたいと思います。

日銀の山口副総裁、どうもありがとうございます。少しお伺いしたいと思います。

先ほども御質問ありましたけれども、経済の現状と今後の展望について少しお話をいただきたいと思います。

○参考人(山口廣秀君) 最初に、世界経済などに関する私のどもの情勢判断から簡単にお話しします。

世界経済の調整のプロセスというのは一層厳しさを増していると、このようになります。このうした状況の下で、日本経済につきましては、当面、停滞色の強い状態が続くというような認識にあります。さらに、先行きについては景気の下振れリスクが高まっているというように思つておりますし、また物価につきましても上振れリスクといいうのが以前に比べると低下していると、こういう情勢認識にあります。

私どもとしては、こうした判断を踏まえて、先月末の金融政策決定会合におきまして政策金利の引下げを行うとともに、年末、年度末、資金需要調節面での対応力を強化する措置を導入したということがあります。これによって緩和的な金融環境の確保が図られるのではないかというふうに考えております。

先行きの金融政策運営ということでは、

言われますけれども、バブル破綻以来、一度もGDPは下がることなく、あの水準より下がることなく、失業率も5%を上回ることなくここまで来て

いるということもデータが示しているんですけども、世界金融の、何というんですか、スキー

ムに日本の経験をどのような場でどのように生かして発信されいかれるのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○参考人(山口廣秀君) まず、財政政策についてお尋ねがあつたかというふうに思います。

私どもの立場から具体的にコメントということでになりますとやや難しいところがあるわけですが、一般的として申し上げておきますと、やはり

日本経済の持続的な成長の実現ということにつきましては、やはり適切な財政運営の果たす役割と

ふうに思つておりますし、それらに応じて適切に点検していくということを基本にしたいなという

政策運営を行うという方針を維持していくかといいうふうに思つております。

ただし、そうした中で、やはり今、日本経済に

ついては下振れリスクというのがかなり高まつて

いるというふうに思つておりますので、この下振

れリスクに対してきちんと注意を払つてまいりたいと、かように思つております。

いざれにいたしましても、今後とも適切な金融市場調節を行うということを通じまして、市場の安定確保に万全を期してまいりたいと、かように思つております。

I MFのストロス・カーンさんが、今回は各国が財政出動をすべきであると、金融政策ではなく立ち上がりがないのではないかというようなお話をしているように伺つております。顧みますと、日本も一九九〇年代のバブルの破綻以来、まさにゼロ金利までして経済の立ち上げを、金利政策、金融政策をもうフルに活用してやつてきた結果、きたんですが、なかなか思うようにいかないという経験を日本銀行は持つてていると思うんですね。

しかし、国債を発行し過ぎた、いろんなことを言われますけれども、バブル破綻以来、一度もGDPは下がることなく、あの水準より下がることなく、失業率も5%を上回ることなくここまで来て

いるということもデータが示しているんですけども、世界金融の、何というんですか、スキームに日本の経験をどのような場でどのように生かして発信されいかれるのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○参考人(山口廣秀君) まず、財政政策についてお尋ねがあつたかというふうに思います。

私どもの立場から具体的にコメントということでになりますとやや難しいところがあるわけですが、一般的として申し上げておきますと、やはり

日本経済の持続的な成長の実現ということにつきましては、やはり適切な財政運営の果たす役割と

ふうに思つておりますし、それらに応じて適切に点検していくということを基本にしたいなという

政策運営を行うという方針を維持していくかといいうふうに思つております。

したがつて、具体的な財政運営につきましては、国会それから政府、そうした場で議論が行われ、適切に対応されいかれるかというふうに思つております。

あと、九〇年代の経験をどのように世界に向けて発信していくかというお尋ねであります。ほど財務大臣の方からもお話をあつたところでありますけれども、私どもも十年余りの間、非常に苦労に苦労を重ねてきたところあるわけであります。が、私どもの政策運営としては、やはり先ほども御指摘のありましたように、ゼロ金利政策を導入し、一時期は量的緩和政策を導入するというよ

うな形で対応してきたわけであります。そういう特に量的緩和政策というようなことについてはどちらも御指摘のありましたように、ゼロ金利政策を導入し、一時期は量的緩和政策を導入するというよ

ういう意味を持ったかについて、実は明快な答えがまだ出ているということではありません。

ただ、私どもの理解ということで申し上げると、やはり量を大量に供給する中で極端にゼロ

金利を追求していくという状況になつたわけでありますが、そういう中ではやはり金融システム不安、それを背景とする金融市場での金融機関間のお金のやり取りが難しくなるという状況に対して

金利を追求していくという状況になつたわけでありますが、そういう中ではやはり金融システム不安、それを背景とする金融市場での金融機関間のお金のやり取りが難しくなるという状況に対しても御指摘のありましたように、量的緩和政策という

ことは、これは有効打になつたんではないかというふうに思つております。

したがつて、そういう意味で、量的緩和という

ことは、量を供給することで、金融システム不安を抱える世の中ににおいてはそれなりの市場安定化効果を持つたんではないかとというふうに私自身は認識しています。

ただ、じゃ、量自身が直ちに景気を押し上げる効果を持つたのかどうか、これについてはいろいろと議論が分かれるところだろうと思っておりま

す。私どものこれまでの勉強の成果によると、実はそれについて明快な答えが出ているということではありません。

そういうことであるんですが、量的緩和ということについてはもう一つ、私ども、時間軸を利かせることについても明快な答えが出ているということ

これは、量的緩和という金融緩和政策を長く続けるということを世の中に明らかにすることによって、長めの金利をより低いところで安定させると、そういう効果をねらったものであつたわけあります。が、そのこと 자체はやはり経済に対しても何らかの浮揚力を持つたということはあるんではな

いかどうかとも思っています
いずれにしても、今申し上げたような形で量的
緩和を実施したり、あるいはゼロ金利を追求する
というようなことの中、経済に対しているなんな
意味でのプラス効果というのには理
解しております。

るいは欧米から量的緩和の持つ意味ですか、あるいはゼロ金利政策の持つ意味ということを問われば、今申し上げたようなことを頭に置きながらきちんとした答えといいますか、お話をします。いりたいなと、かようと思つております。

○椎名一保君 まさにこれから各国の中央銀行が日本銀行にいろいろ、日本銀行を注目し、日本銀

行に、そういうスキームの手伝いでではないんですね。けれども、そういうことを実際求めてくることが多いかと思います。どうか堂々と務めていただきたいと思います。

○椎名一保君　宮澤内閣府副大臣にお伺いしたい
と思います。

マンの破綻のころまでは我が国にこれだけの不況風ということが吹き荒れてはいなかつたような気がするんですね。ですから、金融危機といつても、我が国国民の認識はやっぱり急速な円高から始まっていると思うんです。

これをマスコミが、特に私はテレビマスコミは異常だと思って、新聞はさすがに一、三週間ぐらいい前から社説等でも、自國通貨が高くなつてない悪いinandと、まさにエネルギーは一〇〇%近く

輸入しているし、食料においてもカロリーの六〇%は輸入しているとそういう国の自國通貨が悪くなつて大変だという話は少しおかしいんではないかとうようなことを新聞論調は書いてくれていますけれども、やっぱりテレビというのはどうもスponサー、特に民放が輸出のメガ企業が多いせいか、いや本当に、必要以上にそういう不況風、円高不況風というのを吹き荒らしているような気がするんですね。これはさすがにちょっと違ふんではないかと、私も大した知識ではありませんけれども。

プラザ合意のとき、一九八五年時代と現在の世

すか、物価を平準化して、正確には私よく分から
ないんですけれども、実質実効為替レートで見る
と大体今同じぐらいだということなんですね。そ
のときも、これは大変だと、円高不況でほとんど
日本の輸出産業は壊滅的な打撃を受けるんではな
いかということであつたと私は記憶をしておりま
す。

それで、一九九二年に吉川洋先生、今、経済財
政諮詢會議でしたか、最も今信頼を置かれている
経済学者さんなんですかけれども、ちょっとと読まさ
せていただきます。

日本経済は输出、投販の底落により一六年に円

それで、一九九二年に吉川洋先生、今、経済財政諮問会議でしたか、最も今信頼を置かれている経済学者さんなんですかけれども、ちょっとと読ませていただきます。

日本経済は輸出、投資の低落により八六年に円高不況に陥ったものの、八七年から投資が急回復、さらに八年には消費も近来になく高い伸びを示すようになり、内需中心の成長が実現したというレポートを書かれている。円高倒産に象徴されるように、為替レートの急激な変化は大きな分配効果を伴つたが、マクロ的に見た場合、メリットは大きかつたというレポートを書かれておりまして、確かに急激な円高で大きな打撃を受ける産業も多いかと思いますけれども、しかし、やっぱりもうそろそろメリット、自国通貨を高くするためには國民は一生懸命精進して頑張っているんだといふ、やっぱり基本的にそういう思いを持つて、それを組み入れたやつぱり経済構造していくと、いう姿勢を見せることが本当に大切ではないかと

思つんではけれども、そのことについての、財務大臣ではちよつと為替のことですので影響があるかと思いますので、宮澤副大臣にお願いしたいと思います。

日本経済全般でも、昔ほど円高のマイナスの影響というのではなくて随分小さくなつてきてるんだろうと思います。ただ、モデルでいえば若干やはり円高の方が経済にはマイナスであるということがあるようでござりますけれども、ただ昨今、それこそトヨタショックではありませんけれども、円高またアメリカ経済の変調、両方が影響をして株式、経済に大変影響を与えてるという中で、一方で円高も随分いいところあるんだよといふのは先生おっしゃるとおりだと思つております。

といったところも企業の面がありますし、また、今日も新聞に載つておりますけれども、やはり円高を利用して事業の海外展開を図るという動きも金融だけではなくて随分出てきている。また、消費者にとりましては、それは輸入品の値下がりとか、また海外旅行が安くなるといった点でプログラスがあるわけでございまして、やはり余りにも大きな変動があり過ぎたという点はありますけれども、円高というものの少しやはりチャンスとらえるような、そういう企業経営であり、また消費行動といったものがそろそろ期待できるのかなという気がしております。

○椎名一保君 グローバルな経済構造ということは、もう為替介入とかそういうことを、じや、円高で大変だ大変だと、何というんですか、マスコミを挙げて国民にそういうメッセージを送つて、國民は、じや政策でこれは円安になんという大きな誤解を、何というんですか、生んでしまつては、これは大変なことだと思うんですね。まし

て、貿易黒字国が円安に為替介入するなんということは本来もうあり得ないことだと思っておりま
すし、ですから……（発言する者あり）いや、で
すから、もうそれを承知で申し上げておるんです
けれども。

財務省さんと議論しても、急激な円高はやはり
いろいろ注意が必要だけれども、基本的に自國通
貨が高くなつてしまいという、本来そういう考え方
方そのものがおかしいんだということをやつぱり
多くの方々が持つておられると、私はいろいろな
方と議論をして確信をしたわけでございまして、
そういうことでこういう議論をさせていただいて

が出るんだということ、資料をこの半月ぐらい一生懸命集めてまいりました。一ドル例えは八十万に設定した場合、エネルギーの輸入で約六兆五千万億、円高メリットが出るんですね。大企業は、トヨタにしろ、何というんですか、パナソニックにしろ、原料を輸入して部材にして組み立てて輸出しますね。だけれども、部品はやっぱり中小企業が輸入して作っているわけですから、その円高メリットというのまさに日本の九十九%を占める中小企業に多く及ぶと。大体二兆円ぐらいの効果があると、一ドル八十円で。食料に至っても、約一兆円ぐらいの効果が出ると。その数字だけ見ると驚くわけですねけれども。

今、与党の私から言うのもなんなんですけれども、九〇年代に金融破綻が起きて百兆円の不良債権を処理するということがやはり日本の国家基盤いうことで、日本国民というのは非常に教養の高い国民ですから、そういうことを理解して、自分

たちの資産をなげうつて国債という形にして日本国を、国家に対するやつぱり信頼だと思うんです。恐らく、歴史をひもといて、これだけ国家に対する信頼を寄せる国民国家というのは歴史上も現在も私はないと思うんです。しかし、残念ながら、先ほどの日銀副総裁のお話ではないんですけれども、なかなか経済そのものが再起をしないと。

ですから、これは当然、金利の利払いが多くなるから金利は抑えておかなければいけないと。で、結果、国民の預金金利は、一つの説では、一九九三年の預金金利でいうと二百十兆円から三百兆円の預金金利がなくなつたと、国民の逸失利益だと。で、当然、金利も低くしておかなければいけませんから、低くておかなければいけないから、当然として円もずっと安いと。外国から必要なものを買わなければならない国家国民がずっと円安で我慢をしていなきやいけないと。それで、やっぱりどうしてもこれは高齢社会ですから、義務的負担は高くなつてくると。

そう考えますと、これは本当にやつぱり、金融再編の、経済の再編をするためにこういう手法を取つたわけですけれども、国民からすれば八方ふさがりというか、出口が見えないと、いう状態ではないかと思うんです。

ですから、私事、これは私の考えですけれども、今回の国際社会の金融恐慌は日本にとつては神風だと思っているわけですよ。日本が最も力をため込んだとき意外で大きな動乱が起きたと。日本社会というのは、歴史を見ますと、すべて外圧で変わってきて良くなつていいという、歴史上の、歴史がありますね。

ですから、そういう大げさな話ではないんですけれども、今申し上げたこの円高というのを、国民がこの八方ふさがりから抜け出る一条の光のようないいものを見つけていたわけですね。だから、そういう意いを持って質問をさせていただけですけれども、宮澤副大臣、もう一度御答弁いただければと思います。

○副大臣(宮澤洋一君) 今先生のいろいろお話を承つて、私よりよっぽど詳しく勉強されているなと感心しながら承つておりましたけれども、大変、今伺つておりまして思いましたのは、グリーングラスさんが百年に一度と言つたと。我々が九〇年代半ば以降経験してきたのは、あれは何年に一度の大波だったのかな、もしかしてやはりこれも五十年、百年に一度の大波を先に経験していた

○政府参考人(数井寛君) お答え申します。
相対的に日本の経済が強いということが間違いない、乱高下などはありますのも、今の円の水準に跳ね返つているということは確かであります。また、円高の話でございますけれども、やはり唯一金融システムの安定している先進国であるということ、また、更に言えば、恐らく一段落はしてしまいますけれども、原油高、資源高というのではなく、十年タームでいえば構造的な問題であると思つております。そういう中で、省エネ省資源という技術最も進んだ経済であるといったメリットもあるわけでございまして、その辺を生かしながら、余り暗くならないで経済政策を運営していくしかないかと思います。

○椎名一保君 まあ初めてこういうことをこういいう場所で申し上げて大変恐縮だと思いますけれども、そういう思いを持っている国民が物すごく多いと思うので、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

ちょっとと少し中小企業の再生に向けた取組を支援することにつきましてお伺いしたいんですけども、私の後援者からもかなり厳しい声が上がっておりますので、今日はちょっとと少し質問させていただきたいと思います。

○政府参考人(数井寛君) お答え申します。
中小企業の再生に向けた取組を支援する観点から、産業活力再生特別措置法に基づいて中小企業再生支援協議会というのができているんですけれども、この協議会の人選に対している批判が来ておりまして、やはり地元の商工会のトップの方とか金融機関のOBが多いということから、どうも持たせたらどうだと。協議会の能力を高めうしてもやつぱり金融機関側の流れになつてしまふために、強制力と言うとちょっととあいまいで回答ができないかもしませんけど、この協議会の能力を高めるためにもう少し取り組みしていただきたいと思うんですけれども、このことについてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(数井寛君) お答え申します。
方とか金融機関のOBが多いということから、どうも持たせたらどうだと。協議会の能力を高めうしてもやつぱり金融機関側の流れになつてしまふために、強制力と言うとちょっととあいまいで回答ができないかもしませんけど、この協議会の能力を高めるためにもう少し取り組みしていただきたいと思うんですけれども、このことについてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(数井寛君) お答え申します。
再生計画を策定支援する際に、より多くの企業が救済するようにするためには、協議会の対応能の向上、御指摘の点は大変重要なと認識しております。

○政府参考人(数井寛君) お答え申します。
このため、各協議会及びその支援機関であります中小企業再生支援全国本部の常駐専門家、これを増員するとともに、デューデリジエンスの費用の助成を拡大するなどの措置を講じているところでございます。また、再生に関しましての外部の専門家の確保のため、全国各地で中小企業再生支援セミナーやデューデリジエンスの研修を開催いたしまして、各地域の金融機関担当者を始め、再生支援にかかわっていただく専門家の方々が実践的なノウハウを取得するための支援を行つているところでございます。

二十年度予算におきましては、これらの実施に關しましての予算を十分確保し、実効ある支援活動が行われるようにしていけるところでございます。

○椎名一保君 済みません、もう一度。デューデリジエンスというのはどういうことですか。

○政府参考人(数井寛君) お答え申します。

○椎名一保君 私も事前にお伺いして、ここまできちっと指導をされているということは理解できますけれども、そういう声が多いということです。公正中立な業務遂行を確保しておるわけですが、認めないという形にしてございます。また、これらを補佐する者につきましても、利害関係を有する場合は個別の支援チームに参画させないなど、公正中立な業務遂行を確保しておるわけをございます。

○椎名一保君 済みません、もう一度。デューデリジエンスと申しますのは、企業の再生計画を策定支援する際に、企業の事業の中身でござりますとか財務の中身につきましてよく精査し、再生計画の確実な実施のための基礎的な情報を得るための作業でございます。

○椎名一保君 協議会が相談を受理した件数はこれまで一万五千件以上あるそうですが、計画完了の件数は千九百六件、本年九月末時点です。いつもこの協議会の人の選に対している批判が大部分ないと思うんですね。いろいろ再生計画の策定過程に移行するなかなか厳しい条件があるよ

うでございますけれども、一社でも多くの中小企業が再生計画の作成支援を受けられるための取組について、もっと多くできればと思うんですけれども、お取組についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(数井寛君) お答え申し上げます。中小企業の再生支援が必要な場合に、より多くの方々を御支援申し上げるために、まず一点目といたしましては、再生支援協議会のよく活動については御存じいただくよう広報に努めるという点が大事かと思います。

また、もう一点は、よく御相談いただきた場合に、十分な相談なり再生支援に御協力申し上げるという点も大事な点でございまして、この二番目の観点から、特に、先ほど申し上げましたように、再生支援協議会の体制の強化あるいは外部の専門家の方の育成支援といったものをより効果的に進めるよう努めているところでございます。

○椎名一保君 より積極的な取組をお願い申し上げるところです。

金融庁に少しお伺いします。

銀行の融資審査や金融庁検査の資産査定において、企業の実態的な財務データに過度に依存するところなく、数字に表れない中小企業の特性を踏まえて判断すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○副大臣(谷本龍哉君) 椎名委員の御質問にお答えさせていただきます。

まさに金融庁といたしましても、委員御指摘の観点、同じ思いでございまして、中小企業向けの融資を評価するときには、やはり大企業と違って、中小企業というのは非常にその経営あるいは財務面で赤字になつたり債務超過になつたりという特徴がございます。その実態をしっかりと踏まえた上で適切な把握することが重要であるといふふうに金融庁としても考えております。

こういう認識の下に、金融庁においては、平成十四年の六月に金融検査マニエアルの別冊といたしました。この中で、中小企業の経営実態を把握

する上での着眼点として三点、経営改善計画等について柔軟な評価が必要である、そしてまた、中小企業との一体性に着目することについても、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(数井寛君) お答え申し上げます。中小企業とその代表者等の一体性に着目することが必要である、さらに、数字に表れない技術力、販売力、経営者の資質に着目することが必要であると、こういった三点を明確に記載をしているところでございます。

金融庁としては、この金融庁の検査マニュアル中小企業融資編を適切に検査現場でこれを当てはめることによりまして、金融機関がしつかりと中小企業の経営の実態把握を適切に行い、融資を適切に行つていくよう促してまいりたいというふうに考えております。

○椎名一保君 具体的に借入期間のリスクペリオドを行うと金融機関が債務者を区分を落としてしまって、何とか落とさないようにしてもらいたいという要望が非常に強いと思うんですけれども、このことについてお答えいただきました。

○政府参考人(畠中龍太郎君) お答えを申し上げます。

ただいま御指摘ございましたように、中小企業を取り巻く現下の情勢は大変厳しい状況でございまして、借り手企業の資金繰りあるいは経営の改善を行つたところでござります。

○椎名一保君 具体的に借入期間のリスクペリオドを行つたところでござります。

○政府参考人(畠中龍太郎君) お答えを申し上げます。

ただいま御指摘ございましたように、中小企業を取り巻く現下の情勢は大変厳しい状況でございまして、借り手企業の資金繰りあるいは経営の改善を行つたところでござります。

○副大臣(谷本龍哉君) お答えいたします。

先ほど述べましたように、中小企業の実態を把握して融資を行う、その検査については、金融検査マニュアルの別冊、中小企業融資編というものを作つてございます。

(委員長退席、理事円より子君着席)

この中では、中小企業に対する融資形態が、設備資金等の長期資金を短期資金の借換えの形で融資するいわゆる折り返し融資、こういうケースが多いということから、こうした融資形態となつた理由あるいは資金の使途を確認をして、実態に即した柔軟な判断を行う必要があるというふうに明記をしております。

したがいまして、折り返し融資をしたから、すなわちすぐにそのことが問題であるというふうにはしておりませんで、しっかりとその折り返し融資の中身、要因を分析をいたしまして、その結果、委員御指摘のとおり、長期資金を短期資金の借換えで賄つている場合には特に履行状況には問題のない貸出金として判断する、こういうふうに実態に応じた柔軟な判断を現在も行つているところでございます。

○椎名一保君 最後になりますけれども、信用保証を受ける場合、二〇%金融機関がその責任を持つという責任共有制度が、何というんですか、貸し渋りや貸し倒しの口実となつていて、そういうふうに金融庁としても考えております。

また、今回の措置を実効あるものといたしますため、すべての検査官、監督担当官に対しまして、今回の措置の趣旨を徹底すべく大臣から文書

で直接指示が行われたところでございます。また、金融機関に対しても、中小企業の実態を踏まえた柔軟な対応をより一層徹底するように各金融機関に要請文を発出したところでございます。

○椎名一保君 ありがとうございました。

中小零細企業の場合は残念ながら短期の融資しか受けられないということで、それを当初から折り返し融資を行うことを前提とした場合については、延滞回避のためにやむを得ず折り返し融資を行つた場合とは異なる扱いをすべきと考えます

が、そのような取扱いは検査上認められるんでしょうか。

○副大臣(谷本龍哉君) お答えいたします。

先ほど述べましたように、中小企業の実態を把握して融資を行う、その検査については、金融検査マニュアルの別冊、中小企業融資編というものを作つてございます。

(委員長退席、理事円より子君着席)

この中では、中小企業に対する融資形態が、設備資金等の長期資金を短期資金の借換えの形で融資するいわゆる折り返し融資、こういうケースが多いということから、こうした融資形態となつた理由あるいは資金の使途を確認をして、実態に即した柔軟な判断を行う必要があるというふうに明記をしております。

したがいまして、折り返し融資をしたから、すなわちすぐにそのことが問題であるというふうにはしておりませんで、しっかりとその折り返し融資の中身、要因を分析をいたしまして、その結果、委員御指摘のとおり、長期資金を短期資金の借換えで賄つている場合には特に履行状況には問題のない貸出金として判断する、こういうふうに実態に応じた柔軟な判断を現在も行つているところでございます。

○椎名一保君 最後になりますけれども、信用保証を受ける場合、二〇%金融機関がその責任を持つという責任共有制度が、何というんですか、貸

いて御見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(横尾英博君) お答え申し上げます。責任共有制度につきましては、金融機関と信用保証協会が適切に責任を分担することによりまして、金融機関が保証協会と連携をして中小・小規模企業の経営の支援をするということを目的に

いたし、その導入に当たりましては、小規模企業に負担が及ばないよう千二百五十万円までは一〇〇%保証とするといったことや、災害や不況などに対応したセーフティネット保証の場合にも一〇〇%保証とするといった工夫を施しております。

先月三十一日から開始をいたしました緊急保証制度におきましても、この責任共有制度の対象外といふことにしてございます。この緊急保証制度は、従来のセーフティネット保証の対象業種を大幅に拡大をいたしまして、現在五百四十五業種を指定をしておりますが、今月十四日からは更に七十ニ三業種を追加指定をして六百十八業種になります。

先月三十一日から開始をいたしました緊急保証制度におきましても、この責任共有制度の対象外といふことにしてございます。この緊急保証制度は、従来のセーフティネット保証の対象業種を大幅に拡大をいたしまして、現在五百四十五業種を指定をしておりますが、今月十四日からは更に七十ニ三業種を追加指定をして六百十八業種になります。

また、この緊急保証制度の実施に併せまして、責任共有制度を「口実」とした融資拒絶といつた不適切な対応が行われないよう、金融機関と連携いたしまして民間金融機関に要請をしております。

今後とも、中小・小規模企業の資金繰りに万全を期してまいりたいというふうに考えております。

また、この緊急保証制度の実施に併せまして、責任共有制度を「口実」とした融資拒絶といつた不適切な対応が行われないよう、金融機関と連携いたしまして民間金融機関に要請をしております。

今後とも、中小・小規模企業の資金繰りに万全を期してまいりたいというふうに考えております。

○理事(円より子君) 金融庁からも御答弁、よろしくですか。——金融庁三國谷監督局長。

○政府参考人(三國谷勝範君) 金融機関におきまして、計画完了までの期間を從来三年となつておりましたものを五年、さらに経営改善がおおむね計画どおり進捗している場合には十年までといふことで緩和したことございます。

また、今回の措置を実効あるものといたしますため、すべての検査官、監督担当官に対しまして、今回の措置の趣旨を徹底すべく大臣から文書

なお話を大分伺うんですけど、そのことにつ

そ際、金融機関は、営業上の判断に即した本

來の説明を的確に行うことなく、責任共有制度を口実として融資を謝絶するといった不適切な対応を行わないことが重要と考えております。

金融庁といたしましては、この点につきまして監督指針に明記し、厳正な監督に努めているほか、様々な機会をとらえまして金融機関に対し要請を行ってきたところであります。また、信用保証協会の緊急保証制度の開始を受けまして、先般十月二十九日に改めてこの点について周知徹底をするよう要請したところであります。

今後とも、中小企業庁と連携しながら、中小企業に対する資金供給の円滑化に努めてまいりたいと考えております。

○椎名一保君 ありがとうございます。中小企業に対する資金供給の円滑化に努めてまいりたいと考えております。

一九九〇年代の後半に物すごい貸し渋り、貸しがしを経験し、中小零細の方々は大変苦しんだわけでござりますから、その経験を無にしないで、今はさすがに貸し渋り、貸しがしを経験し、中小零細の方々は大変苦しんだわけでございました。

○荒木清寛君 それでは、まず中川大臣にお尋ねいたします。

現在の経済状況は、何年一度かということは別といたしましても、未曾有の金融危機が続いております。世界規模で株価が低迷する一方、欧米諸国や新興国から資金が流出をし、我が国の円を買う動きも強まつております。円高が進んでおると、今円高についても議論がありましたが、しかしこうして急速に進みますと、もう企業の対応能力を超えているわけであります。

そこで、十月份にワシントンで開催されましたG7で採択された行動計画で、これに基づきまして各國が金融安定化のための対策をそれぞれ行いまして、最近になつて市場はやや落ち着きを取り戻した感もあります。同時に、こうした現在の金融危機を収める対応とともに、一度とこうした事態を起こさない再発防止に向けての各國の協調した取組も必要かと思います。

そこで大臣には、今回の米国発の金融危機の教

訓を踏まえまして、我が国でも金融監督行政の見直しが必要になると考えますが、どういう内容になるのか、大臣の考え方をお尋ねいたします。また、今回の金融危機は日本発ではないわけではありませんので、当然このことは我が国にとどまつては余り意味がないわけでありますから、この見直しについて、今後G20等の国際会議の場で大臣としてどういう考え方を発信をしていくつもりなのか、併せてお尋ねいたします。

○國務大臣(中川昭一君) 御指摘のように、今世界の金融そしてまた実体経済が大変緊張しておりますけれども、日本といたしましては、今週末のワシントンでのG20会合麻生総理が御出席になります。また、各国とも経済そのもの、まあ中国なんかも大規模な財政出動をやつたようございます。また、各國とも経済そのもの、まあ中国なんかも大規模な財政出動をやつたようございます。また、各國とも経済そのもの、まあ中国なんかも大規模な財政出動をやつたようございます。また、各國とも経済そのもの、まあ中国なんかも大規模な財政出動をやつたようございます。

また、金融というのは、これはもう一瞬にして世界中を回つてしまふものでございますから、日本としてこのシステムリスクは欧米に比べて健全である。システムそのものは健全であるといふふうに考えておりますけれども、やはり今参議院でも御審議をお願いをしております金融機能強化法等を通じまして、中小企業の融資等がより円滑にできるように、さらには、先ほどもお話をございましたが、信用保証あるいは特別融資等々で金融機関から与信行為をより潤沢にしていくといったふうに減少している。また、設備投資が引き続き弱含んでいます。先日も機械受注の発表ございましたように、七九九六もかなり落ち込んでいたるといったような状況でございまして、経済全体が弱まつているという認識でございます。

先行きにつきましても、世界経済が減速する中で下向きの動きが続くと見られます。さらに欧米における金融危機が今後どういうふうになつていくのか、これまで株式・為替市場の大幅な変動などから企業収益の悪化、また消費者マインドの冷え込みなどが生じることも考えられますし、また金融面におきましても貸し渋り等といった問題がどうなつていくとかいうことについても相当よく見ていかなければいけない。景気の状況は更に厳しいものになるリスクが存在しているという認識でございまして、十分注意していかなければいけないと考えております。

○荒木清寛君 次に、今日は中小企業庁にもお越

ます。

○荒木清寛君 次に、宮澤内閣府副大臣にお尋ねいたします。

我が国の経済の現状についてお尋ねいたしますが、先ほども日銀副総裁の御報告では、日銀の地域経済報告を見ますと、これまで良かったところも含めて各地域押しづづけて停滞、悪化していると、こういう深刻な状況の御報告がありました。今日私は中小企業金融支援についてお尋ねいたしましたが、中小企業の倒産も増加をしているわけでございまして、端的に現在の状況を表しておると思います。明るい材料がなかなか当面見当たらぬうちに、そういう見方が強いわけでありますけれども、やっていくことが必要だらうと思いまして、各國とも経済そのもの、まあ中国なんかも大規模な財政出動をやつたようございます。また、各國とも経済そのもの、まあ中国なんかも大規模な財政出動をやつたようございます。また、各國とも経済そのもの、まあ中国なんかも大規模な財政出動をやつたようございます。また、各國とも経済そのもの、まあ中国なんかも大規模な財政出動をやつたようございます。

○副大臣(宮澤洋一君) まさに委員おっしゃるとおりでございまして、大変厳しい状況にあると考えております。

○副大臣(宮澤洋一君) まさに委員おっしゃるとおりでございまして、大変厳しい状況にあると考えております。

○政府参考人(横尾英博君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、八月末の緊急総合対策におきましては九兆円規模の中小企業の金融対策を打ち出したわけでございますが、それ以降の国際金融不安の広がりといった経済環境の悪化の中でも、現在の我が国の景気の現状、また見通しについて政府としてどう考えているのか、教えてください。

○副大臣(宮澤洋一君) まさに委員おっしゃるとおりでございまして、大変厳しい状況にあると考えております。

○政府参考人(横尾英博君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、八月末の緊急総合対策におきましては九兆円規模の中小企業の金融対策を打ち出したわけでございますが、それ以降の国際金融不安の広がりといった経済環境の悪化の中でも、現在の我が国の景気の現状、また見通しについて政府としてどう考えているのか、教えてください。

この八月二十九日の緊急経済対策では事業規模九兆円の金融支援、中小企業の金融支援でございまして、先般成立をした補正予算の中で措置がございました。十月三十日の新経済対策、生活対策では、中小企業金融につきまして更に二十一兆円事業規模を上乗せをして、合わせて三十兆円の事業規模になつたわけでございます。

こうして矢継ぎ早に金融支援を打ち出したことを評価いたしますけれども、改めて、こうして九兆円、そしてその二倍規模の二十一兆円という対策を盛り込んで打ち出した理由について御説明願います。

○政府参考人(横尾英博君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、八月末の緊急総合対策におきましては九兆円規模の中小企業の金融対策を打ち出したわけでございますが、それ以降の国際金融不安の広がりといった経済環境の悪化の中でも、現在の我が国の景気の現状、また見通しについて政府としてどう考えているのか、教えてください。

○政府参考人(横尾英博君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、八月末の緊急総合対策におきましては九兆円規模の中小・小規模企業者の方の安心の確保という観点から思い切った規模とする必要があるということで、麻生総理の指示も踏まえまして、三兆兆円規模に拡大をするということにしたところでござります。

○政府参考人(横尾英博君) お答え申し上げます。

セーフティーネット貸付けは既に十月一日から開始をし、緊急保証制度は十月三十一日から開始をしておりますが、一社でも多くの中小・小規模企業を支援できますよう、全力を挙げて取り組みたいというふうに考えております。

○荒木清寛君 念のため確認をしておきますが、この九兆円の事業規模の対策を実施をするためにさきの補正予算では四千億円を計上したわけでございます。今回は二十一兆円でございますので、当然これは補正予算での対応が今後必要になつてまいりますが、これにはどの程度のまた所要の予算を見込んでおるのか、教えてください。

きましては、信用保証、緊急保証制度で十四兆円を加えまして二十兆円、それからセーフティーネット貸付けにつきましては、特に業況の厳しい方に対する十兆円、合計三十兆円でございますが、貸付けの必要な予算として五千億円程度を見込んでいるところでございます。

○荒木清寛君 そこで次に、具体的に緊急保証制度、十月三十一日から始まつたわけでございます。この点は、公明党もチラシを作りまして、私ももうできる限り多くの方にこうした制度のお知らせをしておるわけでありまして、そういう中で若干の反応もありましたので、その点も含めてお尋ねいたします。

まず、緊急保証については、二十兆円にまで三倍以上に拡大をしたわけでありまして、その初日が十月三十一日でございました。私が経産省からいただいたデータでは、十月三十一日から十一月六日の間で保証承諾件数が七百五十一件、金額にして百四十九億八千百万円、まあ最新のデータはもう少し多いと思いますが。この間は営業日は四日間ですけど、中には休日返上で相談又は対応をしたところもあるということになりますし、こうした承諾の件数なり金額というの以前のもう何倍かのそうした規模になつていているということになりますから、まあまずはのスタートではないかと思いますけれども、ただ単純に計算をしますと、これでは到底、今後、これは一年半だと思いまますが、二十兆円という保証規模にまでは行く勢いではないわけですね。

そこで、私は、この点、まず滑り出しどういますか、これは順調にいつたと、そういう判断をしているんでしょか。

○政府参考人(横尾英博君) 信用保証協会におきましては、通常、申請を受け付けた後に事業計画、資金計画を精査をいたしまして、債務の償還可能 性を判断をして最終保証の判断をすること

でございます。多くの場合には、案件にありますけれども、数日から数週間を要する場合もあるわけでございまして、所期の実績がかなうふうに考えております。以上の拡充措置のための必要な予算として五千億円程度を見込んでいるところでございます。

○荒木清寛君 そこで、今回の緊急保証の業種指定は、十月三十一日現在で五百四五から始まりまして、先週また六百十八業種にまで増えたわけですね。そもそも昨年の十一月一日のセーフティーネット保証は七十業種でありますから、累次にわたつてこの指定が増えたわけで、我々も何回も申入れをしまして追加させたという経過がござります。全体の三分の一ぐらいの業種はカバーしたと言われておりますけれども、ただ、現実にはそれでもまだ、私のところにも、どうしてうちの業種は外れているのかと、この経済産業省所管の業種ではないから縦割り行政で指定がないんじゃないとか、そういう話も具体的に聞くわけなんですね。

したがつて、まだまだ困っている指定されている業種があるはずですので、また我々も逐次申入れをしますので、追加指定というのは更に積極的にやつていていただきたいと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(横尾英博君) この緊急保証制度におきましては、私どもの所管の場合には私どもの所管部局、他省の所管の場合には他省からあるいは業界団体から寄せられたデータなどに基づきまして、売上げ減少、あるいは原材料仕入価格の上昇等の影響を受けている業種を対象業種といふことで指定をしてございます。

今委員御指摘がございましたとおり、八月末の決定後、まず、十月三十一日に開始に当たりまして五百四十五業種を指定をいたしました。その後の景況悪化等を踏まえまして、先週の七日に七十

三業種を追加をして、合計六百十八業種をする旨、決定、発表をいたしまして、これは十四日からスタートをするということになつてございます。今後とも、経済情勢を踏まえまして必要に応じ指定業種の見直しを行つていく考えでございます。

○荒木清寛君 ちなんに、昨日までの六日間の累計では約一九千件の相談がございまして、千六百二十六件、三百四十億円の承諾を行つてあるところでございます。

○荒木清寛君 そこで、私の居住している地域の保証協会の現場の対応で若干クレームもあつたものですから御指摘をするんですが、今回の緊急保証では、二期連続赤字でも総合的に判断をして保証する場合にはすると、こういうことになつてゐるわけなんですね。それで、勢いよく相談をするといや、十月三十一日以前と、いうことで何も変わつていませんよと、業種の指定が増えただけですよと。確かに、二期連続赤字という、それだけで却下をするということはないけれども、総合的に判断するということで、変わってないんです。

○荒木清寛君 こういう対応もありまして、二階大臣は、この緊急保証制度の発足に前後しまして、先立つてですかね、たしか各県の信用保証協会の代表の集まる会合で、魂を込めてやつてもらいたい、こういふことを言わされました。私は、この制度について、大臣の思い入れといいますか、は物すごいものがあると感じるんですけども、しかし現場の

信託協会のそういう審査を担当するところまではまだまだそういうものが届いていないと思いますけれども、この点は改善が必要じゃないんでしょうか。

○政府参考人(横尾英博君) 委員御指摘のとおり、保証融資に際しましては、形式的な指標だけではなくて、中小・小規模企業の経営や事業の実態を踏まえた総合的な判断が重要でございます。委員御指摘のとおり、本制度の周知広報は大変重要な課題でござります。私ども、数十万枚のビラを作成をして、新聞紙、ブロッサム紙、地方紙に新聞広告を出したり、テレビなどの政府広報により周知を図つております。私どもの各経済産業局長に対しても、制度の周知徹底を含めて万全を期すようにということで、大臣から直接要請をしてございます。

また、先ほど御説明申し上げましたとおり、私たちの各経済産業局長に対して、制度の周知徹底を含めて万全を期すようにということで、大臣から直接要請をしてございます。

今後とも、中小企業団体あるいは業界団体の実態を踏まえた総合的な判断をしていただく力あるいは政府広報の異なる活用を含めまして、

制度の一層の周知徹底を図つてまいりたいというふうに考えております。

○荒木清寛君 次に、セーフティーネット貸付けについても二、三點お尋ねいたします。

日本政策金融公庫が十月一日に発足をしまして、中小公庫と国金のセーフティーネット貸付けが新会社に引き継がれたわけですし、また商工中金の分は株式会社商工組合中央金庫でやつております。

それで、今回は十月一日からこのセーフティーネット貸付けの拡充ということになつたわけでありますけれども、どういう点でこの融資条件を緩和をしたのか、説明してください。

○政府参考人(横尾英博君) セーフティーネット貸付けの強化でございますが、十月一日から貸付期間を最大八年まで延長するといった融資条件の緩和を行つてあるところでございます。

○荒木清寛君 ですから、事業規模が、これは七兆円が今回は十四兆円でしたか、なつたんですが、ですけれども、融資条件の緩和ということで

は七年返済を八年まで延長したということで、ちょっとインパクトがもう少しかなという感じもするわけなんですね。

それで、これまでのセーフティーネット貸付けの実績を見ますと、国金の分は横ばいで推移をしておりますけれども、中小公庫の分は一時は伸びたものの、最近は落ち込んでいるよう思いました。したがいまして、今回の経済対策で数兆円という事業規模の拡大をしたとしてもなかなか今の融資条件、償還期間を一年間延長しただけではそう飛躍的に利用が伸びるということは想定しにくいけなんです。

そこで、私は、もう一段の融資条件の緩和といふことをこのセーフティーネット貸付けについても考えないと、なかなか用意した枠まで借りていただけないというか、活用してもらえないと思いますけれども、この点はどうでしょうか。

○政府参考人(横尾英博君) セーフティーネット貸付けの実績でございますが、足下におきまして

は景況の悪化を踏まえまして急速に拡大をしてございまして、二十年度上期の貸付実績につきまして、旧国民公庫分は前年同期比で三三・一%、それから旧中小公庫でも前年同期比で二〇・九%増加をしてございます。

加えまして、今般の生活対策におきましては、特に業況の厳しい方に対する貸付金利の引下げなど、これをもつて中小・小規模企業者の方の資金繰り支援に更なる対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○荒木清寛君 次に、商工中金の、民営化された株式会社商工組合中央金庫につきましてお尋ねいたします。

要するに、民営化されたことによりまして貸しうれりが行われるのではないかという懸念が表明されてしましましたし、一部の報道にはそうしたことがあるということをございます。監督官庁としてどう把握しているのか。

もちろん、これは現在一〇〇%国が株主でありますので、現段階では従来と同様の融資を行うよう強く指導して、要請ですかね、していくべきであると考えますけれども、この点について何らかの対応を今回の事態で現在の、現況の経済状況の中で行つつもりはないのか、お尋ねいたします。

○政府参考人(横尾英博君) 商工中金につきましては、十月一日以降の民営化後におきましても、中小企業による中小企業のための金融機関ということで中小企業向け融資の円滑化に取り組んでい

るというふうに認識をしてございます。

二十年度の上期の貸付実績を見ますと、前年比一二%の伸びを示しておりますし、民営化後の十

月の貸付実績も速報ベースでは前年比二八%の伸びを示しているところでございます。

また、一般の生活対策を踏まえまして、日本政

策金融公庫法に基づく指定金融機関として、国際金融不安に対する危機対応業務というのを実施することとなつております。

今後、万が一にも民営化した商工中金が貸し渋

りを行つてゐるという事態に陥らないよう、引き続き適切に監督してまいりたいというふうに考えております。

○荒木清寛君 先ほど、私、セーフティーネット保証の数字を少し間違えておりました。従来の三兆円規模が今回は十兆円になるということをございました。

最後に、財務大臣にこの生活対策の中での中小企業税制について一つだけお尋ねいたします。

この新経済対策におきましては、中小企業に対する軽減税率の引下げ、これは时限的にやるという記述でございます。できれば続けて長い時間、長い期間実施をすべきであると考えておりますが、欠損金の繰戻しの還付の復活も挙げております。これは恒久的にやることでよろしいんでしょうか。赤字が出て、前期の税金から戻してもらえるということは本当に中小企業にとっては有利難い話でして、こういう支援はもう恒久的なものとして行つていいべきであると考えますが、どうでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 今御指摘のように、欠損金の繰越還付措置というのは法人税法上認められておりますけれども、租特で今提出されております。今回の生活対策の中でこれを取り上げていいわけでございますけれども、いずれにしても、政府・与党でこれから議論を詰めていただいて、その成り行きを見させていただきたいというふうに考えております。

○荒木清寛君 終わります。

○大門実紀史君 日本共産党的大門実紀史でございます。

中川大臣とは予算委員会で少し質問をさせてい

ただきましたけれども、今日からが本格的な議論になりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと

思います。

○大門実紀史君 やはり国民の生活は、依然として所得も伸びないし、一時に比べればいろんな物資の値段が下がつてはおりますけれども、まだ非常に厳しいということで、与党の御議論を踏まえて、そしてこれをやらせていただくところまでござりますけれども、いざれにしても、国民の評判も悪いですし、与党にとつても何一ついいことないみたいですから、もうはつきりこの際、こんな制度はもうおやめになった方がいいんじゃないかというように思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) やはり国民の生活は、依然として所得も伸びないし、一時に比べればいろんな物資の値段が下がつてはおりますけれども、まだ非常に厳しいということで、与党の御議論を踏まえて、そしてこれをやらせていただくところまでござりますけれども、いざれにしても、国民の評判も悪いですし、与党にとつても何一ついいことないみたいですから、もうはつきりこの際、こんな制度はもうおやめになった方がいいんじゃないかというように思いますが、いかがでしょうか。

○大門実紀史君 それは必要なことで、今困っている方々に。それならほかの方法を考えられた方がいいんじゃないかということでございます。

○大門実紀史君 川崎さんは私がうまいことをおっしゃいました。ヘリコプターマネーだと。私はヘリコプターマネーの方がまだままで、ばらまけば拾うのは、多分子供が多いでしようから、子供の多い世帯に収入が増えるんじやないかと。まだヘリコプターマネーの方がましで、今度のはもう本当のばらまきと言

われても仕方がないし、しかも二兆円も使う効果としてはもうほんとどないというようなことですから、何かもう要するに一遍言い出したものをなかなか引つ込められない、もうメンツだけの問

も出でこられたんで、思ったより心の優しい方だなというふうに思つておりますんで、期待を裏切らないようにいい答弁をしてもらいたいというふうに思います。

通告した質問に入る前に、今日、定額給付金について様々な議論ありましたんで、私も一言申し上げたいというふうに思います。

何か要するにもうぐちやぐちやな議論になつてあります。通告した質問に入る前に、今日、定額給付金について様々な議論ありましたんで、私も一言申し上げたいというふうに思います。

何か要するにもうぐちやぐちやな議論になつてあります。通告した質問に入る前に、今日、定額給付金について様々な議論ありましたんで、私も一言申し上げたいというふうに思います。

何か要するにもうぐちやぐちやな議論になつてあります。通告した質問に入る前に、今日、定額給付金について様々な議論ありましたんで、私も一言申し上げたいというふうに思います。

題で、こだわっておられるんじやないかというふうに思つてございます。今からでも遅くありませんので、根本的に考え直したらいいと。何が必要かということでいえば、こんな一時の気休めにもならないものよりも、本当の安心感ですね。それはやっぱり、今日辻さんからもありましたけど、社会保障の二千二百億のカットを、もうカットするのをやめると、これ言うだけでも相当の安心感、本当の安心感が生まれますし、雇用対策とかですね、緊急に手を打つことといえば、今もうどんどん切られている非正規雇用の青年たちですね、この人たちの失業給付と職業訓練を合わせたような受皿を早急に作るとか、中小企業でいえば、つなぎ融資ですね。もう売上げが、仕事が減つてあしたの運転資金がないという事態になつているわけですから、そういうところにお金を使うべきで、もう早く撤回されるべきだということを申し上げておきたいというふうに思います。

本題に入りますが、まず、ちょっと通告した順番を変えまして、最初に、今も実際に起つている貸しはがしの話を申し上げたいと思います。
旧商工ファンド、SFCGの問題です。これは予算委員会でも、短い時間ですけれども、六日に取り上げました。その後、TBSの報道特集とか報道ステーション、さらには読売新聞ですかね、取り上げて大きな社会問題になつてゐるところでござります。要するに、銀行が中小企業に対する融資を抑える中で、その代わりに中小企業に巨額の融資をしかも高金利でやつてきたのが旧商工ファンド、SFCGでございます。融資規模が五千億円、七万社以上に融資をしていると、九月からこのSFCGの顧客四万社に、延滞も滞納もないのに、担保の追加、一括返済を要求します。十月一日には、法的手続着手のお知らせと、更に脅しを掛け、強引な貸しはがしを行つてあるといふ事態でございます。

かつての日栄・商工ファンド対策の全国弁護団の方々に寄せられている相談も、十月七日からの統計で一千二百件以上を超えてるという事態であります。十月三十一日には、弁護団による集団提訴も行われたということでございます。
ちなみに、このSFCGは、マスコミが取り上げますと、そのマスコミに対して、組織的なといいますか、抗議の電話をしたり圧力をかけて、これはよくサラ金がやつたり旧商工ファンドもやつた手口ですけれども、とにかくマスコミに取り上げさせないように圧力を掛けたりしております。その中で取り上げたマスコミというのは大変勇気のあるマスコミだと。

ひょっとしてあのカメラというのは、あれですか、TBSですか。私を撮りに来たんですか。ああ、そうですか。聞いていなかつたもので。
TBSとか報道ステーションとか、一部ですがれども、本当はほかのところも取り上げたいけれども、いろいろ来ているというふうなことで、そういう圧力を掛けたりするようなところでもございました。事もあるうに、私の事務所にも関係者と思われる人間から脅しまがいの電話があつたりいたしました。こういうことをやる会社でございました。

中川大臣は、予算委員会のときに、都道府県登録に今逃げておりますから、十分に連携を取りながら、厳正かつ適正な監督をしていかないと答弁をしていただきました。その後、参考人で結構ですから、金融庁はどういう取組をされているか、教えてもらえますか。
○政府参考人(三國谷勝範君) お答えいたしました。

○大門実紀史君 ありがとうございます。
金融庁財務局では、複数の監督当局に監督権限が及ぶ貸金業グループに対しましては、貸金業者向けの総合的な監督指針を踏まえまして、都道府県の監督当局と監督情報の共有や監督方法の意見交換を始めとした緊密な連携を図つてあるところです。

かつての日栄・商工ファンド対策の全国弁護団の方々に寄せられている相談も、十月七日からの統計で一千二百件以上を超えてるという事態であります。十月三十一日には、弁護団による集団提訴も行われたということでございます。

ちなみに、このSFCGは、マスコミが取り上げますと、そのマスコミに対して、組織的なといいますか、抗議の電話をしたり圧力をかけて、これはよくサラ金がやつたり旧商工ファンドもやつた手口ですけれども、とにかくマスコミに取り上げさせないように圧力を掛けたりしております。その中で取り上げたマスコミというのは大変勇気のあるマスコミだと。

ひょっとしてあのカメラというのは、あれですか、TBSですか。私を撮りに来たんですか。ああ、そうですか。聞いていなかつたもので。
TBSとか報道ステーションとか、一部ですがれども、本当はほかのところも取り上げたいけれども、いろいろ来ているというふうなことで、そういう圧力を掛けたりするようなところでもございました。事もあるうに、私の事務所にも関係者と思われる人間から脅しまがいの電話があつたりいたしました。こういうことをやる会社でございました。

○政府参考人(三國谷勝範君) お答えいたしました。

○大門実紀史君 ありがとうございます。
金融庁財務局では、複数の監督当局に監督権限が及ぶ貸金業グループに対しましては、貸金業者向けの総合的な監督指針を踏まえまして、都道府県の監督当局と監督情報の共有や監督方法の意見交換を始めとした緊密な連携を図つてあるところです。

アセットファイナンスにつきましては、この監督指針における複数の監督当局に監督権限が及ぶ貸金業グループに該当し、金融庁、財務局及び各都道府県の連携による監督上の取組の対象としているところでございます。

○大門実紀史君 ちよつと一般論で結構なんですが、お聞きいたしますけれども、約定どおりに返済をしている人に對して、担保価値も別に毀損していないのに、担保割れを起こしていないのに、勝手に貸し手側が担保割れをしているといつて突然一括返済を求めるというのは、もう常識的に明らかに詐欺的な行為なんですけれども、これは貸金業法十二条の六の禁止行為に当たるんじやないかと思いますが、これは一般論で結構ですけれども、いかがですか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 御指摘の貸金業法第十二条の六は、虚偽のことを告げ、又は貸付けの契約の内容のうち重要な事項を告げない行為あるいは偽りその他不正又は著しく不当な行為などの貸金業の業務に関する禁止行為を規定しているものでございます。

一般論いたしまして、貸金業者が期限の利益を喪失していない債務者に対しまして、期限の利益を喪失していると偽り、当該債務者に対しまして債務の一括弁済を求めたことが認められた場合、当該貸金業者が資金需要者等に対し虚偽のことを告げることなどを禁じました貸金業法第十二条の六の規定に違反するものと考えられます。

なお、具体的な事案につきましては、当該事案における行為内容、態様等を総合的に勘案して判断されるものでございます。

○大門実紀史君 ありがとうございます。
金融庁財務局では、複数の監督当局に監督権限が及ぶ貸金業グループに対しましては、貸金業者向けの総合的な監督指針を踏まえまして、都道府県の監督当局と監督情報の共有や監督方法の意見交換を始めとした緊密な連携を図つてあるところです。

かね、取立て行為の制限に該当するんじやないでしょうか。これも一般論で結構ですが、お願いします。

○政府参考人(三國谷勝範君) 御指摘の貸金業法第二十一条は、債権の取立てをするに当たりまして、人を威迫し、又は人の私生活若しくは業務の平穀を害するような言動をしてはならない旨を規定しているものでございます。

一般論いたしまして、貸金業者が貸付けの契約に基づく債権の取立てをする場合に、単なる法的手段による権利行使にとどまらず、人を威迫し、又は人の私生活若しくは業務の平穀を害するような言動をしたと認められる場合には、貸金業法第二十一条第一項に違反することとなるものでございます。

○大門実紀史君 ありがとうございます。
それではもう全くSFCGが今行つてある具体的な事案につきましては、全体の総合勘案の上判断されるものでございます。

○大門実紀史君 ありがとうございます。
十一月に入つてからは、TBSの報道特集もやらされましたし、予算委員会でも大臣の答弁があつたということで、SFCGは文書の通知じやなくて、頻繁に今度は電話で、証拠が残らないよう電話で中小企業、借り手側に電話をして呼び出しています。電話で呼び出すというやり方に切り替えております。

どんなやり方でいるかという事例でいきますと、これは高岡市の事例で、金持つてきましたかと、ゼロで、担保割れだ、全額返済しようと。急に電話をして、すぐ事務所へ來いということですね。何かびっくりして行つたら、金持つてきましたかと。ゼロだと、一体どういうつもりかということで、すぐだれかのところに行つて金を用意しろと。これもやみ金かサラ金と同じですよ、やみ金と同じです。

ていつたら、二けた持つてこいというようなことですね。こういうことが何日も続くわけです。そして、とうとう銀行と相談して不動産を売却処分すると。こんなことができつきこありませんけど、裁判所の執行官と一緒に行つて、機械、設備を差し押さえて、完全に商売ができないようにしてやるぞということをやるわけですね。もうそういうことをでずっと取立てをやるわけです。

この御本人はもうその一週間後、心臓発作起こすという事態になりまして、一人で悩んでいましだけれども、弁護士さんに相談をされ、今一緒に闘っているという事態ですけど、こういう人がまだ、弁護士さんに相談することも分からぬ方が大量に、何万人といふいう事態でございました。

ですから、もう早く私は行政処分を打たないと被害が広がるばかりだというふうに思います。先ほど十分置きに電話が来てと、これは埼玉県の例でございますし、三日で百回の電話をされたというのは富山県の例でございます。

FCCGの内部資料を御用意いたしましたけれども、十月份の方針です。

メーンテーマという欄にいろいろ書いていますのが、皇國の興廢の一戦にありと。何のことか分かりませんけど、いろいろ書いています。要するに、もうむちやくちやですね。身中の賊たる外の泥棒との内のうそつきを一挙に断つということで、何のことかということですが、一日の遅滞、遅延であっても全額回収と。実際には遅滞ないのにDMが送られております。五百億円を前倒しで十月份に回収すると。まあすごい方針を立てやつてますから、本社ぐるみでやつてているということでございます。

この巨額の回収目標の背景に何があるかといいますと、このSFCG、旧商工ファンドは、リーマン・ブライズから事業資金の融資を受けておりまして、去年七月の末の時点では七百三十四億円提供を受けていましたけれども、今年九月の時

点では五十二億に減らしております。一年間で、要するに六百八十億ぐらい返済したということですね。他の借入れも含めて返済を迫られて、こうぞということをやるわけですね。もうそういうことをでずっと取立てをやるわけです。

この御本人はもうその一週間後、心臓発作起こすという事態になりましたし、国会にも参考人で呼ばれて等が社会問題になつて、国会にも参考人で呼ばれたところでございますし、貸金業法のときに、私がこのSFCGの公正証書偽造の問題をこの委員会で取り上げました。金融庁からも処分を受けております。その後、金融庁の目を逃れるために登録を、財務局登録だと自分が付きやすいということです。

またこんな不正行為を繰り返しているということで、商工ファンド時代からすると、業務停止を二回受けております。業務停止過去に二回というのは、これは相当、相当ひどい企業だということです、それでも平然と今現在こういう違法行為を繰り返しておるわけです。元々は国の監督下にあります、これを逃れるために都道府県登録にして、そしてまた同じことをやつていると。国の管理下のときにもっと厳正な、私はもう登録取消しをやるべきだったと、二回目には、思いますけれども、厳正な処分をしていれば、こんなに被害者を生まないで済んだというふうなことをまず教訓として金融庁とらえてほしいなと思うわけですから、大臣にお聞きいたしますけど、この前は多分大臣もよく御存じなかつたので一般的な監督指導に努めますということですけれども、ここまで社会問題になつております。もう一步強い姿勢で臨んでも、十月份の方針です。

大臣にお聞きいたしますけど、この前は多分大臣もよく御存じなかつたので一般的な監督指導に努めますということですけれども、ここまで社会問題になつております。もう一步強い姿勢で臨んでも、十月份の方針です。

○國務大臣(中川昭一君) 今御指摘ありましたように、一般論としては都道府県の所管ということになるわけでございますけれども、今まで社会問題になつております。もう一步強い姿勢で臨んでも、十月份の方針です。

○國務大臣(中川昭一君) 今御指摘ありましたよ

うに、一般論としては都道府県の所管ということになるわけでございますけれども、今まで社会問題になつております。もう一步強い姿勢で臨んでも、十月份の方針です。

○大門実紀史君 是非、急いで手を打つてもらいたいというふうに思っています。

通告した順番で、残り時間、質問をしていきたいたいというふうに思いますが、今回のアメリカ発の

金融危機で、要するに、ばくちのような、カジノ化した、ギャンブル化したこの金融経済の在り方が見直しということで、これはヨーロッパだけでなくてアメリカ、金融自由主義の本家のアメリカでさえこの金融自由主義の、もう野放しの規制緩和の在り方を見直そうというふうになつております。

○大門実紀史君 三國谷さん、この間取り組んでいただいてるのでお聞きしますけど、幾つかもう立入検査に入つてあるところがあるというのはこちらもつかんであります、都道府県レベルですね。

商工ファンドというのは、覚えていらっしゃる方いると思いますけれども、強引、暴力的な取立て等が社会問題になつて、国会にも参考人で呼ばれたところでございますし、貸金業法のときに、これがSFCGの公正証書偽造の問題をこの委員会で取り上げました。金融庁からも処分を受けております。その後、金融庁の目を逃れるために登録を、財務局登録だと自分が付きやすいということです。

またこんな不正行為を繰り返しているということで、商工ファンド時代からすると、業務停止を二回受けております。業務停止過去に二回というのは、これは相当、相当ひどい企業だということです、それでも平然と今現在こういう違法行為を繰り返しておるわけです。元々は国の監督下にあります、これを逃れるために都道府県登録にして、そしてまた同じことをやつていると。国の管理下のときにもっと厳正な、私はもう登録取消しをやるべきだったと、二回目には、思いますけれども、厳正な処分をしていれば、こんなに被害者を生まないで済んだというふうなことをまず教訓として金融庁とらえてほしいなと思うわけですから、そういうふうなことをまず教訓として金融庁とらえてほしいなと思うわけですね。

○政府参考人(三國谷勝範君) 個別事案につきましては、これまでの日本の金融構造がややもすれば預金取扱金融機関に偏重している、こういったものもバランス良い金融システムに変わっていますけれども、その方向というのは相変わらず目指されると、金融システムにつきましては、より安定的な点でいくと、金融庁は貸金業法のときに一つの企業の体質、そして会社方針、よく伝えていますが、それは相当、相当ひどい企業だということです。それで、それでも平然と今現在こういう違法行為を繰り返しておるわけです。元々は国の監督下にあります、これを逃れるために都道府県登録にして、そしてまた同じことをやつていると。国の管理下のときにもっと厳正な、私はもう登録取消しをやるべきだったと、二回目には、思いますけれども、厳正な処分をしていれば、こんなに被害者を生まないで済んだというふうなことをまず教訓として金融庁とらえてほしいなと思うわけですから、そういうふうなことをまず教訓として金融庁とらえてほしいなと思うわけですね。

○政府参考人(三國谷勝範君) 個別事案につきましては、これまでの日本の金融構造がややもすれば預金取扱金融機関に偏重している、こういったものもバランス良い金融システムに変わっていますけれども、その方向というのは相変わらず目指されると、金融システムにつきましては、より安定的な点でいくと、金融庁は貸金業法のときに一つの企業の体質、そして会社方針、よく伝えていますが、それは相当、相当ひどい企業だということです。それで、それでも平然と今現在こういう違法行為を繰り返しておるわけです。元々は国の監督下にあります、これを逃れるために都道府県登録にして、そしてまた同じことをやつていると。国の管理下のときにもっと厳正な、私はもう登録取消しをやるべきだったと、二回目には、思いますけれども、厳正な処分をしていれば、こんなに被害者を生まないで済んだというふうなことをまず教訓として金融庁とらえてほしいなと思うわけですから、そういうふうなことをまず教訓として金融庁とらえてほしいなと思うわけですね。

○大門実紀史君 アメリカの中の今の議論は、自由化全般は悪くないんだと、幾つかのやり過ぎなんだという議論と、もうそうではなくて、サブプライムにしろ、デリバティブにしろ、パッケージレッジにしろ、証券化の行き過ぎにしろ、レバゲー

委員会で申し上げましたけど、自己責任でリスク取つてやるのはもう自由でございますけれども、政府がわざわざ奨励することはない。しかも、短期利益を意図した個人投資家のうち、実際問題勝ち組というのはわずか5%と言われております。九五%はもう損をして、今回の株の暴落で大損をみんなしているわけですね。そういうものであるにもかかわらず、政府が一生懸命奨励するのはいかがなものかということを申し上げてまいりました。

特に全国の郵便局では、地方も含めて、しかも特に高齢者 郵便局ですから、高齢の方々をターゲットに投資信託の販売がされました。その途中にあつた販売のノルマ主義とか、説明責任をちゃんとやつていないということについては、それもこの委員会で再三取り上げてきたわけですが、ますけれども、その投資信託が、こちらでも説明いたしますけど、資料の一枚目ですけど、どちらが、どちらこれの問題じやないんです、このゆうに、郵政公社の投資信託の販売というのは。それはもう明確に政府が目標を決めてこれだけ売かといいますと、一枚目にはありますとおり、下の枠の右側ですけれども、一兆三千四百九十三億円販売されておりまして、二枚目にありますとおり大体四割か、まあ二割から五割、六割の損失を生んでいるということをございます。

要するに、郵便局の問題をずっと私やつてきましたから申し上げますけれども、郵便局の親切なお兄ちゃんが、おじいちゃん、おばあちゃんに、もう定期預金やついても利息付かないから投資信託というのがありますよということで、その百万円の定期預金で投資信託を買わせたり、そういうことを勧めてきた結果、これだけ販売されたということでござります。それが今百万円の貯金があつたもので買った投資信託なら、ひどいものならもう五割、五十万円になつてているという事態が今現実なんですね。

だから、貯蓄から投資へということで奨励してきたことの結果、具体的な被害として申し上げたのは、このゆうちょが販売した、政府機関が販売した投資信託の問題でございます。本来なら竹

中平蔵さんには聞かなきやいけないところでござりますけれども、今は中川大臣が担当ということであります。九五%はもう損をしたお年寄りにどういうふうに大臣は説明されますか。

○國務大臣(中川昭一君) まあ貯蓄から投資へとさいということではなくて、バランス良くいろいろな金融資産を持つ方がいいのではないかというふうに考えております。そういう中で、元本が実質担保されている金融商品もありますし、また投信あるいは株のように、リターンもあるけれどもリスクもあるといったようないろんな金融商品をバランス良くやっていくということが本来の金融資産の保有の在り方ではないかというふうに思つております。

○大門実紀史君 また取り上げたいと思いますが、そのあれこれの問題じやないんです、このゆうに損失が生まれているということですので、またやりたいと思いますから、是非勉強していただきたいというふうに思います。

最後に、資料を用意いたしましたんで、今これからこの点、国税庁といいますか、これはもう大臣に最後ですかからお聞きしますが、きちんと捕獲すればこれだけで数千億円の財源が出てくると。これ脱法行為ですかね。まず、これをなくさなきやいけないというふうに思います。この点、国税庁といいますか、これはもう大臣に最後ですかからお聞きしますが、きちんと捕獲して取るものは取つてもらいたいとまず思いますが、いかがですか。

○政府参考人(加藤治彦君) お答え申し上げます。

今先生御指摘ございましたように、我が国企業が海外の関連企業と取引価格をいわゆる通常の価格とは異なる恣意的な価格に設定することにより、本来我が国の企業の利益になるものが外国に移転する、これはまさに私どもとしては課税権を適正に行使する立場から防止しなければなりません。

したがいまして、移転価格税制という制度によりまして、本来の商取引、独立企業間価格で行なわれるという前提で所得を把握して計算して課税する制度を執行しておるわけでございます。執行面につきまして、先生御指摘のように、国税庁の方でやつております。十分実効あらしめるために制

す。それが国税庁、一生懸命追いかけられて、更正処分がずっと打たれております。これそのものは経済産業省の資料なんですかね、打たれています。私は、まず法人税減税してくれとか、するとかいう前にちゃんと国内で税金を払えと、こういう課税逃れを許すべきではないというふうに思います。

アメリカのオバマ次期大統領は何を言つているかといいますと、日本と逆のことを言つております。大企業が海外に移している利益、アメリカでは十一兆円らしいですけれども、それに課税をすると言つているのがあのオバマ次期大統領でござります。

そういう点も考えますと、まずこの移転価格税制による課税逃れ、これは私、少ない国税庁の人

数で頑張つてやつと把握している、処分しているのだけでもこれだけの金額でござりますから、きっと捕獲すればこれだけで数千億円の財源が出てくると。これ脱法行為ですかね。まず、これ

をなくさなきやいけないというふうに思います。

この点、国税庁といいますか、これはもう大臣に最後ですかからお聞きしますが、きちんと捕獲して取るものは取つてもらいたいとまず思いますが、いかがですか。

○委員長(峰崎直樹君) 次に、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び保険業法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。中川内閣府特命担当大臣。

○國務大臣(中川昭一君) ただいま議題となりました金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び保険業法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

現在、米国のサブプライムローン問題に端を発した外的環境変化の下、厳しい状況に直面する地域経済、中小企業を支援していくことが喫緊の課題であります。このため、国の資本参加によつて、金融機関等の資本基盤の強化を図り、金融機関等が適切な金融仲介機能を發揮し、地域における中小企業に対する金融の円滑化に資する政策を積極的に推進していくことが重要であります。

このような考え方を踏まえ、金融機能強化法の活用、使い勝手の改善のために必要な見直しを図るため、本法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申しあげます。

第一に、現行法上、平成二十年三月末までとされていた国の資本参加及び組織再編成における手続の特例等に係る申請期限について平成二十四年三月末までとしております。

第二に、国の資本参加の要件を一部緩和しておきます。具体的には、金融機関の経営責任等の明確化の要件や抜本的な組織再編成を伴わない場合に加重されていた要件を制度上一律には求めないこととしております。

第三に、協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的として、協同組織金融機関の中央機関に対して、あらかじめ国が資本参加することを可能とする枠組みを整備しております。

また、この法律案は衆議院において修正が行われたところであります。

次に、保険業法の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

最近における保険業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、この厳しい状況の下において保険契約者等の保護を図り、保険業に対する信頼性を維持するため、セーフティーネットの確保が図られるよう、本法律案を提出することとした次第であります。

生命保険会社が破綻した場合のセーフティーネットにつきましては、来年三月末までに破綻した場合、これに関連して生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関して、政府の補助を可能とする特例措置が設けられております。これに関し、平成二十四年三月末までの破綻に係る資金援助等について政府の補助を可能とするため、現行規定を三年間延長することとしております。

以上が、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び保険業法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(峰崎直樹君) この際、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員竹本直一君から説明を聴取いたします。竹本直一君。

○衆議院議員(竹本直一君) ただいま議題となりました金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正部分につきまして、その内容を御説明申し上げます。

第一に、政府案においては、国の資本参加の要件として、金融機関の経営責任等の明確化を制度上一律には求めないこととしておりますが、国が資本参加を行う以上、責任ある経営がなされることが確保されるべきことは大原則であります。こうした点を踏まえ、経営強化計画の記載事項の一項である「責任ある経営体制の確立に関する事項」を「従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項」に修正し、国が提出する協同組織金融機能強化方針についても、同様の記載を求めるとしておりま

す。

第二に、政府案においては公表事項の例外とさ

れていた、国が資本参加を行った協同組織金融機関の中央機関により資本支援を受けた協同組織金融機関の名称について、公的資金の活用状況の透

び衆議院における修正部分についての説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十八分散会

十一月七日本委員会に左の案件が付託された。

一、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

一、保険業法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律(平成十六年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

第一条 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 預金保険機構の業務の特例

等(第三十五条—第四十七条)」を「第四章の二等(第三十五条—第四十七条)」を「第五章 預金

協同組織中央金融機関等に対する資本の増強に保険機構の業務の特例等(第三十五条—第四十

七条)の九に改める。

第二条第二項中「第八条第一項」の下に「及び第三十四条の六第一項」を加える。

第三条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を

「平成二十四年三月三十一日」に改め、「第十五

条第一項」の下に「及び第三十四条の二」を加え、

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。

以上で両案の趣旨説明及

同条第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第四条第一項(第四号中「責任」を「従前の経営体制の見直し」とする。)第五号及び第六号を次のよう改める。

五及び六 削除

第四条第一項第七号中「信用供与」を「中小規模の事業者に対する信用供与」に改める。

第五条第一項第三号中「により当該地域における」の下に「中小規模の事業者に対する」を加え、同項第六号中「基準適合金融機関等」の下に「(銀行法第十四条の二又は第五十二条の二十五その他これらに類する他の法令の規定に規定する)」の下に「中小規模の事業者に対する」を加え、同項第七号を次のように改める。

十一月七日本委員会に左の案件が付託された。

一、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

一、保険業法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する法律(平成十六年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

第一条 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 預金保険機構の業務の特例

等(第三十五条—第四十七条)」を「第四章の二等(第三十五条—第四十七条)」を「第五章 預金

協同組織中央金融機関等に対する資本の増強に保険機構の業務の特例等(第三十五条—第四十

七条)の九に改める。

第二条第二項中「第八条第一項」の下に「及び第三十四条の六第一項」を加える。

第三条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を

「平成二十四年三月三十一日」に改め、「第十五

条第一項」の下に「及び第三十四条の二」を加え、

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。

以上で両案の趣旨説明及

○委員長(峰崎直樹君) 以上で両案の趣旨説明及

提出を受けた場合において、必要があると認めるときは、金融機能強化審査会の意見を聽くものとする。

するものとする

一
協同組織金融機能強化方針に記載された事項が協同組織金融関係機関による金融機能の發揮を促進するために適切なものであること。

3 3 主務大臣は、第一項の規定による決定をするときは、財務大臣の同意を得なければならぬ。

たときは、その旨を第三十四条の二の申込みをした協同組織中央金融機関等及び機構に通知しなければならない。

(協同組織金融機能強化方針の公表)
知りかねればならない

定による決定をしたときは、主務省令で定めることにより、第三十四条の三第一項の協

同組織金融機能強化方針並びに優先出資の引受け等を求める額及びその内容を公表するも

のとする。ただし、当該協同組織金融機能強化方針に係る協同組織金融関係機関が業務を

行つてはいる地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該協同組織金融関係機関の預金

者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該協同組織金融関係機関の業務

の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

(優先出資の発行の特例)
第三十四条の六 優先出資法第四条第二項の規定の適用については、協同組合中央金融機関

定の適用については協同組合中央金融機関等が第三十四条の四第一項の規定による決定に従い発行する優先出資は、ないものとみな

2 協同組織中央金融機関等が第三十四条の四
す。

第一項の規定による決定に従い優先出資を発行する場合には、当該優先出資の発行による

変更の登記においては、政令で定めるところにより、その旨をも登記しなければならぬ

い。
（協同組織金融機能強化方針の変更）

第三十四条の七 第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めに

より優先出資の引受け等を行つた協同組織中
央金融機関等は、第三十四条の三第一項の規

第五部 財政金融委員会会議録第一号 平成二十年十一月十一日

対し、報告を行わなければならない。ただし、協定銀行が当該優先出資の引受け等を

経営指導の改善のための措置その他の監督上必要な措置を命ずることができる。
第三十五条第二項第五号の次に次の二号を加える。

八 第三十四条の九の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をした者は資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
第一六十一条第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「含む。」の下に「又は第三十四条の六第二項を加える。

(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正)

第二条 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十号)の一部

を次のように改正する。

二十四年三月三十日」に改める。

附 貝
(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から

(経営強化計画についての経過措置)
施行する。

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の金融機能の強化のための特別措置に関する

する法律(以下「旧法」という。)第五条第一項又は第十七条第一項の規定によるされた決定に係

に第一回第一項の規定によれば、本法に付する経営強化計画(経営の強化のための計画)をい

(二)は(一)では旧法第二章又は第二章の規定は、なおその効力を有する。

(租税特別措置法の一部改正)

十六号)の一部を次のように改正する。

の次に次の二条を加える。
(認定経営基盤強化計画等に基づき行う登記

の税率の軽減) 第八十三条の二 次の各号に掲げる事項について

第八条の二の各号に掲げて事項について登記を受ける場合において、当該事項が、金銭債権等の且戻手届けの登記による特別指

融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第二百九十九号)第七条に規

提出、特別関係協同組織金融機関等に対する

第三十四条の八第一項の規定による報告

合における抵当権の取得 千分の一・五
六 合併による法人の設立又は資本金若しく
は出資金の額の増加の場合における抵当権
の取得 千分の一・五

2 前項の規定は、同項各号に掲げる事項につ
いて登記を受ける場合において、当該事項が
次に掲げる決定又は承認に係るものであると
きについて準用する。

一 金融機能の強化のための特別措置に関する
法律(平成十六年法律第二百一十八号)第五
条第一項又は第十七条第一項の経営強化計
画に係るこれらの規定による主務大臣の決
定(金融機能の強化のための特別措置に関
する法律及び金融機関等の組織再編成の促
進に関する特別措置法の一部を改正する法
律の施行の日から平成二十二年三月三十一
日までの間に金融機関等が提出した当該經
営強化計画に係るものに限る。)

二 金融機能の強化のための特別措置に関する
法律第九条第一項又は第十九条第一項の
変更後の経営強化計画に係るこれらの規定
による主務大臣の承認(金融機能の強化の
ための特別措置に関する法律及び金融機関
等の組織再編成の促進に関する特別措置法
の一部を改正する法律の施行の日から平成
二十二年三月三十一日までの間に金融機関
等が提出した当該変更後の経営強化計画に
係るものに限る。)

第八十一条第九項中「又は第八十条第一項」を
「、第八十条第一項」に、「の規定」を「又は第八
十条の二第一項第一号から第三号まで及び第
五号を除き、同条第二項において準用する場合
を含む。」の規定に、「とする」を「と、第八十条
の二第一項第四号中「合併」とあるのは「分割」
と、同項第六号中「合併」とあるのは「分割」と、
「千分の一・五」とあるのは「千分の一・六」とす
る」に改める。
(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び附則第

二条の規定によりなお効力を有することとされ
る場合におけるこの法律の施行後にした行為に
対する罰則の適用については、なお従前の例に
よる。

第五条 附則第二条及び前条に定めるもののほ
か、この法律の施行に關し必要な経過措置は、
政令で定める。

(政令への委任)

保険業法の一部を改正する法律案
保険業法の一部を改正する法律

保険業法平成七年法律第二百五号の一部を次の
ようにより改正する。

附則第一条の二の十四第一項中「平成二十一年
三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に
改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。
(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年以内に、生命
保険契約者保護機構に対する政府の補助及び生
命保険契約者保護機構による資金援助等の保険
契約者等の保護のための特別の措置等に係る制
度等の実施状況、生命保険契約者保護機構の財
務の状況、保険会社の経営の健全性の状況等を
勘案し、生命保険契約者保護機構の資金援助等
に要する費用に係る負担の在り方、政府の補助
に係る規定の継続の必要性等について検討を行
い、適切な見直しを行うものとする。

この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。

第三二七号 平成二十年十月二十四日受理
請願者 岐阜県可児市瀬田、三〇一ノ六

五 大隅憲子 外千三百八名

紹介議員 谷岡 郁子君

この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。

第三二六号 平成二十年十月二十四日受理
請願者 北海道函館市西桔梗町七一四ノ一
一 遠藤拓治 外百七十名

三浦恒雄

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第三二六号 平成二十年十月三十日受理
石油製品などの高騰から道民の暮らしを守るため
の投機マネーの規制に関する請願

請願者 北海道函館市陣川町八三ノ七九
三浦恒雄 外三百三十五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一四二号と同じである。

第三二七号 平成二十年十月三十日受理
請願者 福岡県飯塚市勢田一、二六九ノ九
小川英美 外千十八名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。

第三二七号 平成二十年十月二十七日受理
請願者 富山県黒部市牧野四四六 稲葉元
一 外百五十九名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第二三一号と同じである。

第三二七号 平成二十年十月二十七日受理
請願者 福岡県飯塚市勢田一、二六九ノ九
小川英美 外千十八名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。

第三二七号 平成二十年十月二十九日受理
ガソリン暫定税率廃止に関する請願

請願者 宮城県刈田郡蔵王町大字矢附字東
山七四ノ二 山崎忠夫 外二名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。

第三二七号 平成二十年十月二十九日受理
一、消費税の増税をしないこと等に関する請願
二、消費税の増税をしないこと等に関する請願

この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。

第三二七号 平成二十年十月二十九日受理
ガソリン暫定税率廃止に関する請願

請願者 富山県黒部市若栗九七七 林幹男

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。

第三二七号 平成二十年十月二十九日受理
一、消費税の増税をしないこと等に関する請願
二、消費税の増税をしないこと等に関する請願

この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。

第三二七号 平成二十年十月二十九日受理
ガソリン暫定税率廃止に関する請願

請願者 宮城県刈田郡蔵王町大字矢附字東
山七四ノ二 山崎忠夫 外二名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第二九八号 平成二十年十月二十九日受理
一、消費税の増税をしないこと等に関する請願
(第二九八号)

消費税の増税をしないこと等に関する請願
(第二九八号)

第三二七号 平成二十年十月二十九日受理
一、石油製品などの高騰から道民の暮らしを守
るための投機マネーの規制に関する請願(第
三二六号)

請願者 岩手県北上市和賀町岩崎二五ノ九
三ノ二 高橋秀春 外二十四名

紹介議員 平野 達男君

この請願の趣旨は、第二三九号と同じである。

第三二五号 平成二十年十月三十日受理
一、ガソリン暫定税率廃止に関する請願(第二
九七号)

消費税の増税をしないこと等に関する請願
(第二九七号)

平成二十年十一月二十日印刷

平成二十年十一月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F